

と悪るく、一時は途方に暮れましたが、お蔭様で此二三日は大分快い方で御ざいます。が、何に致せ病氣が病氣ですから、中々捗々しく参りませんで困つてをります。と（挨拶）それに御承知の通り未だ頑はない分らすやの小さいのがをりますこと故、思ふように病人に計り、掛り切りに致してをられませず、誠に弱つてをります。と（挨拶）

獨りで居りますと、氣が塞いで失心したようになりませんが、皆様が御出下さいまして、何歎とお仰つて下さいますと、ホントと力強く感じます。と（挨拶）

何分手少なで御ざいますから、御迷惑な事をお願ひ致す場合も御ざいませうと存じます、其節は何分共お力をお貸し下さいまし、誠に御親切に遠い處を態々お尋ね下さいまして難有う存じます。どうぞお歸りになりましたら、お宅の皆様へ宜敷お傳へ下さいませ。と（挨拶二禮）

兩親の病氣を其若主人に見舞ふ挨拶

御免下さいませ、承はりますれば御親父様（又はお母上様）が大層お悪いそうですが、御容躰は如何な御様子ですか、と（挨拶）左様で御ざいますか、突然のことでは、お驚きのことでは、御ざいましたでしょう、と（挨拶）然しマア早くお手當が届きまして、良い挨拶でした、平素がお壯健で居らつしやいますが、何に致せお年がお年故、御油断はなりませぬ、と（挨拶）お話の様子では、もう大丈夫で御ざいます、唯永引きますのが心配ですが、唯今は従前とは差ひまして、良いお薬が御ざいまして、早くお手當なされば、直ぐ元通りのお身躰になられます、私近所にも御當家の親御様と同じような、御病氣の方が御ざいました、御手當の効あつて直ぐお治りでした、御當家様でも何卒充分の御手當をなされ、一日も早く御本腹遊ばしますよう、お祈り致してをります。と（挨拶一禮）

これは甚だ失禮で御ざいます、お見舞の印で御ざいます、と（持参せる見舞品を差出して、一禮する）お取込み故勝手ながら、これで失禮させて戴きます、お目には懸りませぬが、親御様へ宜敷お傳へ下さいませ、左様なら、と（挨拶一禮）

兩親の病氣の見舞を受けし伴の答禮挨拶

好入来いませ、これは〇〇さんのお伯母さん、能く御出で下さいました、何卒お上り下さいませ、父（又は母）の病氣は餘りに突然で、お仰る通り驚愕致しました、然し直ぐ醫者も来て呉れ、手當も充分でしたから、唯今のところ危険のことは御さいませんが、一時は如何なることかと心配致しました、早速お見舞下さいまして難有うぞんじます、お蔭様でもう心配はないと、醫者も申して呉れますので、私共も安堵致しました、と（挨拶）
 お宅の皆様は御一同お元氣で結構で御さいますな、殊にお伯父様お伯母様はお揃ひで、お壯健故何時も宅の兩親など羨んでおります、と（挨拶）し、それより數々雑談に移る）も
 うお歸りですか、此様な場合故お引留しても、何のお款待も出来ませんで、失禮致しました、お歸りになりましたら、お伯父さん始め皆さんによろしく、仰つて下さい、と（挨拶）

病妻の夫に對する見舞の挨拶

一禮御免下さいまし、お宅の奥様が御不快のように伺つてをりましたが、ツヒ手前にかまけて御無沙汰致してをりまして、申譯御さいません、と（挨拶一禮）シテ御容體は如何なで御さいます、左様で御さいますか、それは嘸かしお困りのことで御さいませう、お察し致します、と（挨拶）何に致せお小さいのがお有りのこと故、御女中さんはお出でも貴下様がやはり何とか御指圖や、お世話をなさらねばなりませんこと故、定めてお氣骨の折れることで御さいませう、と（挨拶）あなたのお妹御さんが、御手傳にお見えになりますの、それはマア結構なことで御さいます、と（挨拶）
 私も一日か二日おき位に、お手傳ひに伺はれると宜しいですが、御存知の通り子供達が皆手の懸ります者ばかりで御さいます故、存じながら御無沙汰して申譯御さいません、と（挨拶一禮）これは甚だ粗末な物で御さいますが、ホンノお見舞ひの印まで御さいます、と（挨拶一禮）

奥様にお會ひ致したう存じますが、お醫者様が面會を禁じてをられますのでは、強ひて

お目に懸る譯にも参りません故、これでお暇致します。何本お目にはかゝりませんが、奥様に宜敷お仰つて下さいませ、左様なら、と（挨拶一禮）

病妻の見舞を受けし夫の答禮挨拶

好入来いまし、これは〇〇さんの奥様、どうぞお上り下さい、其後は誠に御無沙汰致してをりました申譯ありません、と（挨拶一禮）

ハイ、御尋ねで誠に有難う存じます、どうも病症が病症故歩々しくありませんで困り抜いてをります。それに此の四五日は特に宜敷くありませんで、絶対に面會を謝絶し、安静を保つようせねばならぬと、醫者から堅く申聞けられてをるような始末で、實に困り入ります。と（挨拶）

私の妹が一週間程前から、手傳ひに来て呉れまして、大きに助かります、其前は御存知の通り、頑是ないのがをります故、男の手では如何にも出来ませんで、弱りました、と（挨拶）

（挨拶）御遠方を態々御見舞ひ下さいまして難有う存じます、どうぞお歸りになりましたら、お宅の皆様によろしく御傳へ下さいませ、左様なら、と（挨拶一禮）

死亡の部

死亡の挨拶

死亡通知を受けまして、悔みに行かるゝときは、衣類なども餘りに派手は物は遠慮すべきです、其動作は能く注意して輕忽に流れず、其挨拶も餘りに長たらしくなく、又餘りに簡單でなく、其程を見計つて下さい、弔問の客が立込むでをる際は、手短かに要領を得るようなし、又他の弔問者の見えない場合は、故人生前の追憶談などなさるが宜敷いです、先方は取込中のことですから、挨拶の長短は其場合に應じて見苦しくないよう下さい。

父を失ひたる人に悔みの挨拶

承はりますれば、御親父がお亡なられたそうで、定めて御愁傷のこと、お察し致します、と（挨拶一禮）永らくの御病氣でしたが、一時御快方に赴いたように伺つてをりました故程なくお床上げになること、存じてをりましたが、俄かに御逝去の御通知で、實は愕然致しました、と（挨拶）假令ひお年は召して居らしつても、御親父は我業界の長老で、我々後輩は何かと御指導を受けたい事が、多々御さいますのに、斯う俄かにお別れ申しましては、我々共もどんなに残念に存じますか知れません、と（挨拶）

御子息の貴方としては一層お力落しの事と御推察申上げます、然し逝かれたお方は如何に致しましても、再び此世へお歸りなされません故、お後お身体をお厭ひなされて、お親父の御遺業を愈々御盛んになさることは、御先代へ對する御孝養で御さいます、と（挨拶）これは甚だ失禮で御さいます、御佛前へお供へ下さい、と（挨拶）持參せし香典又は

香華等を差出し、佛前に進みて禮拜する）大してお役にも立ちませんが、私相應の御用が御さいましたら、何なりとお手傳ひさせて戴きとう存じます、と（挨拶）先方が手傳ひ者は充分故、それには及ばぬと辭退したれば、頃合ひを見計ひ）それでは又告別式の際改めて參上致します、と（挨拶一禮して辭去する）

母を失ひたる女子に悔みの挨拶

お聞き致しますと、御母堂様が御逝去遊ばしましたそうで、嘸かしお力落しのことで御ざいましょう、御愁傷の程お察し申上げます、と（挨拶一禮）

御病氣中は貴女様の御介抱は一方ならぬもので、如何に親身の問柄でも、あの御看病は大抵の人には眞似も出来ないことだと、〇〇さんと能くお噂申上げました、其御丹精甲斐もなく、お亡くなりなされたこと故、貴女様のお力落しはお察し申上げます、と（挨拶）然しあれ程、手をお盡しなされまして、それでお亡りなされましたのは、能く御壽

命がないので御ざいましょう、餘りお力落しになりました、お後お身體に障るようなことが御ざいましては、彼の世へ逝かれましたお母様の迷ひの種で御ざいます故、お氣を取り直しましてお父様のお世話や、弟御様やお妹御の御面倒をみてお上げになりますのが、亡くなられたお母様に對しまして、之に優る御孝行は御ざいせん、と（挨拶）
 そしてお間には合ひますまいが、私に出來ますことは、何なりとお手傳ひをさせて戴きとう存じます、と（挨拶）

これは粗末な物で御ざいますが、御佛前へお供へ下さいます、と（挨拶し、持參せる供物を差出す、先方には手傳ひ者が充分あり、當方が手傳ふ程の必要なく、且つ先方でそれを辭退するようならば、頃合を見計ひ辭去する）、では御取込中ゆへ、これでお暇致します、何れ其中に又參上致します、吳々もお身體をお厭ひ遊ばしますようなきいませ、それでは失禮致します、左様なら、と（挨拶辭去）

右弔問者に對する答禮挨拶

入來つしやいませ、何卒お上り下さいませ、ハイ母も丹精甲斐もなく、昨晚呼吸を引取りました、と（挨拶）長い間の病氣で御ざいましたが、貴女様には度々お尋ね下さいました、難有う存じます、又數々とお慰めのお辭を聞かせて下さいませ故、亡母も貴女様にお會ひ致しますのを、どんなにか楽しみに致してをりました、と（挨拶一禮）ハイ、長い間の疾ひで御ざいます故、呼吸を引取ります際は別段苦しみも致しませんで、眠るようになり、私を呼びは仕なからう歎と、云ふような氣が致してなりません、と（挨拶）

數々御注意下さいまして難有う存じます、お仰います通り、是から先は弟や妹やの事は一層私が見なければなりません故、何だか急に責任が重くなつたような氣が致しますが、至つて意氣地のない私で御ざいますから、今後思案に餘りますことは、お五月蠅いでしょ

うが、お智恵を拜借に節々伺ひます故、御迷惑でも何分お願ひ申上げます、と(挨拶一禮)
 御親切にお仰つて下さいまして難有う存じますが、唯今の處は親戚の者や近所のお方が
 彼是と爲さつて下さいます故、お忙しい貴女様にまで御迷惑をおかけ致しませんでも、ど
 うやら始末して參られさうです、と(挨拶)又結構なお品を佛前にお供へ下さいまして難
 有う存じます、定めて佛も喜びますことで御ざいましょう、と(挨拶)
 お忙しい處を態々御出下さいまして難有う存じました、と(挨拶)今日の事で御ざいま
 すから、御見送りは致しません、これで失禮致します、何卒お歸りになりましたら、お宅
 の皆様に宜敷お傳へ下さいませ、と(挨拶一禮)

夫を失ひたる妻に悔みの挨拶

此度は御丹精甲斐もなく、御主人様にはお亡りで御ざいまして、嗚お力落しのことと御
 ざいましょう、と(挨拶)告別式の折は、手前宅と同道にて御焼香に伺ふ考へでをりまし

たが、據ろない事で宅だけ伺はせまして、私は失禮致しました、誠に申譯ありません、と

(挨拶一禮)

永い間のお疾ひでは御ざいましたが、未だお年もお若い事ゆゑ、少し御快方に向ひまし
 たなら、御全快遊ばすことゝばかり、存じてをりましたが、貴女様の御看護の効もなく、
 お亡りなされては、御本人も嗚御無念にお思ひでしょうし、貴女様も嗚御落膽遊ばしま
 しょうと、御心中お察し致しますと、私までが悲しくなります、と(挨拶)然し何事も皆
 天命とお諦め遊ばして、お後貴女のお身體をお痛め遊ばさぬよう、呉々も御注意なさいま
 せ、それに御當家様には、お子様方がおあり故、せめてものお慰めになります、これから
 先お育てになるのは、中々お骨が折れましようが、お子様方は皆お伶俐でゐらつしやいま
 す故、御成人の後は、皆さんお揃ひでお母様へ御孝行なさいましよう、それをお楽しみに
 お氣を確りお持ちになつて、おやりになりますのがお宜しう御ざいます、と(挨拶)私も
 行届かん者で御ざいますが、女は女同志と申しますれば、私で間に合ひますことは、御遠

慮なく何なりと仰せ下さいませ、お役には立ちますまいが、御用を勤めます、と（挨拶）
是から日に／＼お寂しくなりますことですが、呉々もお氣落ちなされず、又お身體をお厭ひなされて御大切に下さいませ、と（挨拶一禮）

夫を失ひたる妻の答禮挨拶

入来いませ、どうぞお上り下さいませ、一昨日は遠方の處を、御主人様には態々御葬送り下さいまして、難有う存じました、と（挨拶一禮）

又宅も存在中は、お宅の御主人様や貴女様には、何歎とお世話様になりました、難有う存じました、お仰いますとほり、今一度は是非全快致させ度う存じまして、随分手を盡しました、壽命が無いと申しませうか、其効も御さいませんで、とう／＼亡くなりまして残念なことを致しました、と（挨拶）

是から先女の手一つで、子供を抱へ遣つて参りますのは、中々容易の事では御さいませ

んが、實家の兄なども、どうにかならう、心配するなと申して呉ます故、安心してをりますもの、如何なりますことか、心配で御さいませ、と（挨拶）又思案に餘りますことは、御相談に出ます故、其節は是非御智恵を拜借致しよう存じます、と（挨拶一禮）
お忙しいところを、態々御運び下さいまして、難有う存じます、佛も嘸喜ぶことで御さいませ、と（挨拶）

妻を失ひたる人に悔みの挨拶

御免下さい、承はりますれば、御宅では奥様がお亡くなり遊ばしたそうで、御愁傷に存じます、と（挨拶一禮）お身體がお悪いとはお聞してをりましたが、斯う俄かに御亡くなりなさらうとは、何だか夢のような心地が致します、と（挨拶）御病氣は急性肺炎と伺ひましたが、やはりそうでしたか、あの病氣は中々御手當が難しいそうで、お治りになります方は、十人に一人有か無したと伺つてをります、御宅様でも随分御手當を爲さ

いましたらうに、御丹精甲斐が御さいませんで、嘩かしお力落しのこと御さいましよう
と（挨拶）一寸御佛前へお参りさせて戴きます、と（佛前に進み、線香を供へて禮拜し、
持参せる香典を供へる或は帳場あらば帳場に差出すもよろし）大してお役には立ちません
が、私相應の御用が御さいましたら、お仰つて戴きます、と（挨拶、先方に人手充分に
ありと辭退すれば、頃合を見計ひて辭去する）

子を失ひたる人に悔みの挨拶

御免下さい、承はりますれば、御子さんが御亡くなりなされたそうで、さぞお力落しの
ことで御さいましよう（挨拶）一時は大層およろしい御様子故、蔭ながら安心してをり
ましたが、斯く俄かにお亡くなりましては、親御さんの御嘆きの程お察し致しまして、何
共申上げます辭は御さいません、と（挨拶）然しあまりお嘆き遊ばして貴女様のお身體に
障りましては、反つておよろしく御さいません故、何事も天命とお諦めなされて、お身體

に障らぬようお氣を付け遊ばしませ、と（挨拶一體）これは〇〇子さんが（亡見）平常お好
でいらつしたバナ、で御さいますが、御靈前へお供へ下さいませ、と（持参せる果物を
ば香典と共に出し）お力落しは御尤もで御さいますが、呉々も御身體にお障りなきよう、
御後お厭ひ遊ばしませ、また夜分お通夜に伺ひますが、宅にも仕かけた用事が御いますか
ら、佛前に線香を供へて（一時辭去する）

【附言】 挨拶の仕方は、其相手方の貴賤、老若、男女によりての相違し、又同じ挨拶
を同じ人に爲すにも、其場合によりて丁寧に爲すと、又簡單に爲す場合があります、本
書には其一例を示し置きたれば、讀者はよろしく取捨選擇して、其場合に應ずるような
さるがよいです。

禮
法
要
項

はしがき

履は禮なりと易經えいぎやうに説かれてあつて、人間として此社會このしゃかいに生息するには、禮儀を知らねばなりません、殊に我國は東洋の君子國くんしこくと稱されて最も禮儀を重んじ且つそれが正しく行はれてをつたことは、我國の歴史に昭々として明らかたことでもあります、殊に我臣民が皇室に對する崇敬の念と恭順の行動とは萬邦其比を見ざるものであります、それは彼の萬葉にある。

御民われ生けるしるしあり天地の榮ゆる時にあへらく思へば
の歌を讀みても能く顯はれてをります。

然るに明治時代となりまして歐米の文物が輸入せられ、布ひて歐米思想に感染の結果、遂に常軌を逸する不逞の徒が輩出するようになりました、又青少年の人々も何時と

はなしに我國固有の美風を忘れ、歐米の個人主義に浸潤の結果不知々々の間に長者に對し不遜の行爲を敢て爲し、それを恥辱と思はないのは嘆かましいことでもあります、何故そう云ふ事になつた歟と謂ひますと禮儀を守ると云ふ觀念が薄らいだからです、それも無理からぬ事で、我國古來よりの禮法として小笠原流とか又何々流とか云ふものは、徒らに先例舊格を云々し、今日の時代に適應しません、それを青少年に強ゆるのは無理であります。さりとて禮儀を知らぬ者は個人として他に排斥せられ、一國の臣民としては諸外國の輕侮を受けます、依つて我國では昭和十二年の教育審議會で、亂れた國民一般の禮儀を矯正する方法を考究せられ、其翌年即ち昭和十三年一月に徳川義親侯を委員長として作法教授要項調査委員會が組織せられ、同年七月に今回發表せられた、「禮法要項」と略同一の案を決定し文部大臣に報告せられましたが其際は發表を見るに至らず、ようやく昭和十六年四月十五日に其名を「禮法」と改めて地方長官に通牒を發し、これに基いて國民學校を始め各種中等學校、高等專門學校、大學等は勿論、一般國民の總てが日常準據すべきもので、

現代の實際生活に即して誰人にも卑近に且つ實行仕易い禮法を定められたのであります。

我國民の「禮」としては、上、皇室を敬ひ奉り、下、億兆相和する心構へが肝要です、古へは仁義禮智信を五常と云ふて、此五者を人たる者の常道と稱しました、然し禮に厚いものは自づと他の仁義智信を具備する者であります、それ故君臣の義、父子の親、長幼の序、上下の分、皆禮によりて自づから齊ふ故、禮は徳の大宗、人倫の常經にして、國民一般の必ず履むべき要道であると謂はれてをります。

此禮法要項は、便宜上前篇後篇の二篇に分けてありますが、其篇次章節に拘泥することなく、これを一體のものとして常に全體の精神に着目して、各章節を對照して其活用に心懸けねばなりません。

前篇は、諸禮法に通ずる基本的の事項を掲げたものです、後篇は、國民生活の實際に即して具體的の項目をば便宜上、皇室、國家に關する禮法、家庭生活に關する禮法、社會生活に關する禮法の三大部に分つてをります、「皇室や國家に關する禮法」は、我國民の禮法

としては其根幹を爲すもので、敬神の皇の誠を致すことは國民精神涵養上特に重要なこと
 であります。「家庭生活に關する禮法」は、禮法修練の始めをなし、且つ禮法體得の基を爲
 すものであります。「社會生活に關する禮法」は國民一體の秩序と親和とを具現し、且つ國
 民の品位向上に重要なものであります、なほ國際儀禮の取扱ひに就ては、大國民としての
 自覺と矜持とを以て之に處するよう心懸けねばなりません。

前 篇

第一章 姿 勢

姿勢とは、身體の構へ即ち身がまへであり
 ます、其人の氣持ちが外形に顯はれたのが姿
 勢なれば、正しい姿勢は即ち正しい心を現は
 し、其人が「禮」を心得てをることになりま
 す故、此「禮法」でも姿勢を第一に擧げたの
 です。

一、立つた姿勢は、兩足を揃へ、足尖を程よ
 く開き、上體を正しく保ち、兩腕を自然に



垂れ、頭を真直になし、口を閉ぢ、前方を正視します。

二、腰を掛けた姿勢は、なるべく深く腰を掛け、兩足を揃へ、足尖を程よく開き、上體を正しく保ち、兩手は股の上に置き、頭を真直にし、口を閉ぢ、前方を正視する。兩手を軽く組んでもよい。

三、坐つた姿勢は、兩足の拇指を重ね、兩膝の間を男子は十糎乃至十五糎(三寸乃至五寸)とし女子はなるべくくつけ、上體を真直にし、正しく腰を据ゑ、兩手は股の上に置き、頭を真直にして口を閉ぢ、前方を正視する。兩手は軽く組んでもよい。

第二章 最敬禮

最敬禮は、天皇陛下、皇族、王公族に對し奉つり行ふものであります。護國の英靈や神社に對しては拜禮を致します。又外國の元首、皇族に對しては、公式の場合には最敬禮を行ひ、其他の場合は敬禮にて差支へありません。

- 一、天皇陛下に對し奉りては最敬禮を行ふ。
- 二、最敬禮は、先づ姿勢を正し、正面に注目し、上體を徐ろに前に傾けると共に手は自然に下げ指尖が膝頭の邊に達するのを度(約四十五度)としてとゞめ、凡そ一息の後、徐ろに元の姿勢に復する。殊更に頸を屈したり、膝を折つたりしないようにする。
- 三、坐つてゐるときは、先づ姿勢を正し(手は體の兩側に下して置く)正面に注目し、上體を徐ろに前に傾けると共に、兩手を膝前に進め、指尖の間を約五糎(約一寸五分)とし、頭は座面より約五糎(約一寸五分)の



三

五糎(約一寸五分)

所まで下げるのを度としてとどめ、凡そ一息の後、徐ろに元の姿勢に復する。殊更に頭を屈したり、腰を上げたりしないやうにする。

四、特に敬禮式の規定あるものは、その規定に従ふ。

五、皇族・王(公)族に對し奉る敬禮は、前各項に準ずる。

六、外國の元首又は皇族に對する敬禮は、公式の場合に限り、前各項に準ずる。

第三章 拜 禮

神社に參拜し又神を拜する場合、第一が敬禮の念と其態度に注意せねばなりません、衣紋が亂れてをつたり、羽織の襟が折れず又紐が外れてをつたり、又洋服のボタンが外れたり、外套、襟巻、手袋のまゝでは、いけません、(但し雨天の際は雨具の儘で差支へありません。

拜禮の仕方は、

- (一) (1)再拜 (2)二拍手 (3)一拜(又は揖)
- (二) (1)再拜 (2)二拍手 (3)一拜

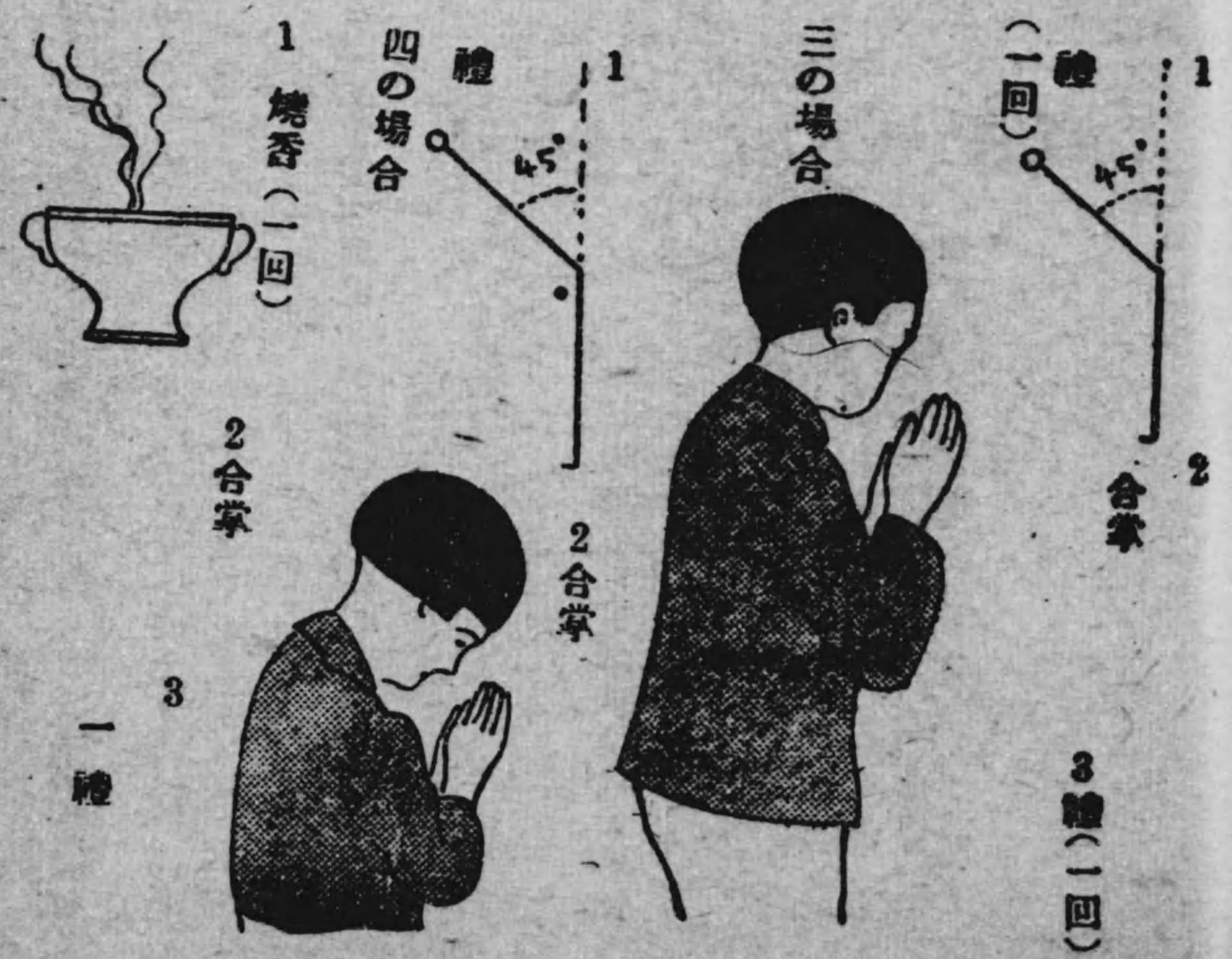
「揖」とは上體をやゝ淺く、約十五度位前に傾ける禮であります。

手水を使ふ場合は、先づ柄杓で水を汲みて手を清め、次に口をすすぎます、柄杓から直ぐ水を口にせず、一端手に受けて後、口をすすぐようにするのです。

「忍手」とは拍手を音せぬやうに、軽く合せることを謂ふのです。

玉串奉奠は次の圖解を參照なさい。

一、神を拜するには、容儀を正し、手を清め



神前に進み、適當な處でとゞまる。再拜、拍手二を行ふか、又は拜を行ふ。前後に揖をする。拜は上體を深く（約四十五度）前に傾けて後、徐ろに元の姿勢に復する。揖は上體をや、淺く約十五度前に傾ける。

再拜、拍手二の後に一拜を加へることもある。手水の際は、柄杓にて清水を汲み手を清める。更に口をすすぐんとする場合、清水を掌にうけて行ふ。神葬の場合、拍手を行ふときは、忍手とする。

二、玉串を捧げる場合には、その表を上に向け、右手で本を持ち左手で葉の方を支へ、葉先を高目に持つ神前に進み、少し手前で一揖し、玉串案の前に進む玉串は葉先を手前に廻し、本を先にして、右手



を仰向け、左手を添へて案の上に供へる。退いて再拜、拍手二を行ふ。又は拜を行ふ。退いて一揖する。

三、佛を拜するには、佛前に進み適當なるところにとゞまり、一禮し、更に進んで合掌、退いて一禮する。

四、焼香をするには、佛前に進み少し手前で一禮、香爐臺の前まで進み、合掌、焼香一回合掌、退いて一禮する。焼香は、特殊の場合には、二回若しくは三回のこともある。

第四章 敬禮・挨拶

敬禮とは、他人に對する禮であります、其仕方は次の如くなさるよう記されてあります。が、古人も禮の用は和を貴しとなすと謂れてあります故、先づ第一に他と親しむといふ氣持を顯はすが肝要です、怒つてをるような態度、又は他を輕蔑するような様子は、如何に

形式ばかり調ふてをつても相手に不快の念を生ぜしむるだけで敬禮の主旨に添ひません。

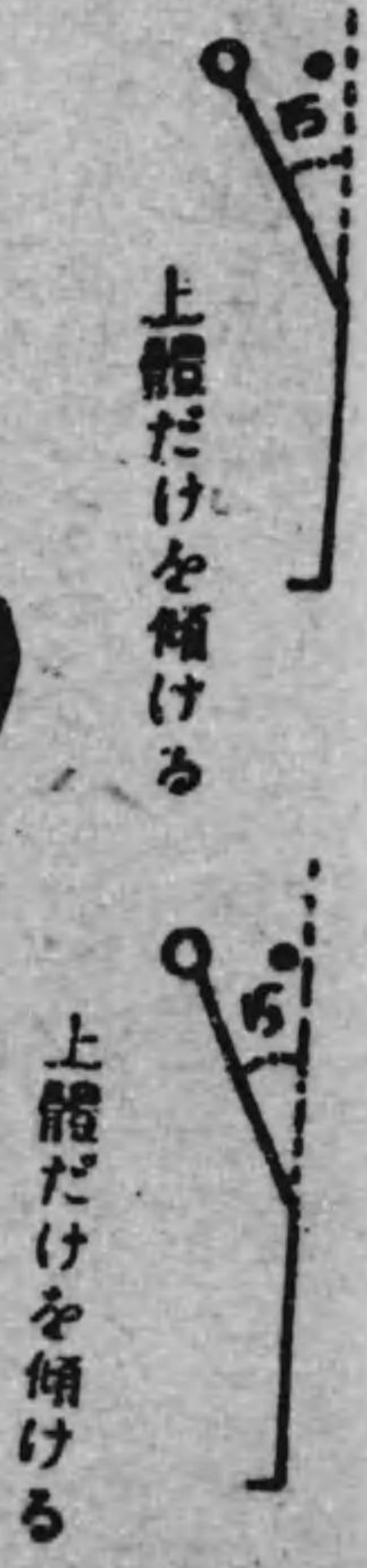
- 一、立禮は、先づ姿勢を正し、先方に注目し、上體を徐ろに前に傾ける（約三十度）と共に、手は自然に下げ、寸時その姿勢を保ち、後徐ろに元の姿勢に復する。殊更に頸を屈したり、膝を折つたりしないやうにする。
- 二、坐禮は、先づ姿勢を正し、先方に注目し、上體を徐ろに前に傾けると共に、兩手を膝前に進め指尖の間を十糎乃至十五糎（三寸乃至五寸）とし、頭は座面より十糎乃至十糎（三寸乃至五寸）の所まで下げるのを

としてとゞめ、寸時その姿勢を保ち、後徐ろに元の姿勢に復する。殊更に頸を屈したり、腰を上げたりしないやうにする。一般に、男子は女子より頭を稍高目にし、指尖の間も廣目にする。

- 三、舉手は、先づ姿勢を正し、右手を舉げ、その指を互に接して伸ばし、食指と中指とを帽子の庇の右側に當て、掌を稍外方に向け、肘を肩の方向で略その高さにひとしくし、頭を向けて、先方に注目する。
- 四、會釋は、立つてゐるときは、先づ姿勢を正し先方に注目し上體を徐ろに前に傾ける



男子より稍せやく



(約十五度)と共に、手は自然に下げてとどめ、後徐ろに元の姿勢に復する。頸だけ屈するのはよくない。坐つてゐるときは、先づ姿勢を正し、先方に注目し、上體を徐ろに前に傾けて(約十五度)とどめ、後徐ろに元の姿勢に復する。手は股の上に置いて、又體の兩側に下してもよい。

五、握手は、右手を出し、先方に注目し、右手を軽く握る。

【注意】 一、坐つてゐる人に對しては坐つて敬禮し、立つてゐる人に對しては立つて敬禮する。腰を掛けてゐる長上に對しては立つて敬禮する。

二、手は立禮、坐禮いづれの場合にも、指尖を揃へて離さないやうにする。

三、頭は左右に曲らないやうにする。

四、帽子を脱ぐには右手でし、その内側を右の外股に軽く觸れる位にして敬禮する。

五、屋外または集會の場所では立禮、坐禮ともやゝ高目にする。

六、男子は制服・制帽の場合、舉手を行ふのを常例とする。

七、教練 武道、競技においてはその定むる禮法に従ふ。

八、外國人に對しては握手を行ふことがある。握手の際は、外國では相手が長上もしくは婦人の場合には、先方が握手を求めるまでは、自分の手を出さぬがよいとされてゐる。またこの際男子は右手の手袋を脱ぐのを例とする。

第五章 言葉遣ひ

言葉遣ひは、前の敬禮挨拶と共に其人格を示すものなれば、餘り野卑なる言語は避けねばなりません。優雅にして簡潔がよいです。又時と場所と對手によつて使ひ分けることは必要です。目下に對して敬語を用ひたり、長上に對して卑俗な野鄙の言語を發するのを、禮に協はぬばかりか對手から輕侮の眼でみられ交際上甚だ不利なことがあります。よろしく注意なさい。

なほ、出来るだけ標準語を用ゆる様心掛けなさい、不用意に郷里の方言を口にし他の嗤

ひを招くことが間々あります注意なさい。

- 一、長上に對しては相當の敬語を用ひる。
- 二、自稱は、通常「私」を用ひる。長上に對しては氏名又は名を用ひることがある。男子は同輩に對しては「僕」を用ひてもよいが、長上に對しては用ひてはならない。
- 三、對稱は、長上に對しては、身分に應じて相當の敬稱を用ひる。同輩に對しては、通常「あなた」を用ひ、男子は「君」を用ひてもよい。
- 四、對話者以外の人について語る場合、長上は勿論、その他の者にも、相當の敬稱、敬語を用ひる。長上に對して、その人より地位の低い者について語る場合には、たとひ自分より上位の者であつても、普通には敬稱、敬語を用ひないか、または簡略にする。
- 五、自分の近親について他人に語る場合には、敬稱・敬語を用ひない。一般に當方のことについては敬稱・敬語を用ひないのを例とする。
- 六、受答には必ず「はい」といふ。特に長上に對して「えゝ」といふのはよくない。

- 七、長上に對しては、なるべく「ございます」「あります」「参ります」「致します」「存じます」「遊ばす」「申します」「いただきます」等、時に應じて用ひる。長上には「です」「もらふ」「くれる」等は用ひない。
- 八、他人の物事には「お」「御」を附け、自分および當方の物事には用ひないのを通例とする。一般的の物事にも用ひないのを通例とするが、口調や慣習で用ひる場合もある。
- 九、言語は出来るだけ標準語を用ひる。

第六章 起居

起居とは、たちの振舞のことで言葉遣ひと共に優雅であれば、其人格をたかめ自づと他より尊敬せられます故、輕佻な行爲をせず能く落着いた動作が肝要です。室内を歩くに足音をたてたり、物をまたいだり、踏むたり躓いたりするのは甚だ輕率な行爲でよろしくありません、又古へから畳の縁や敷居を踏むのは禮でないとしてあります。

- 一、起居振舞は、落ちついて、静かに、自然であることが大切である。
- 二、坐るには、片足の爪尖を僅に引き、又は出して静かに膝を折り、片膝つつくこのとき上體が前に傾かないようにする。
- 三、起つには、先づ少しく腰をあげ、次に爪尖を立て、片足をわづかに踏出し、静かに起つて足を揃へる。このとき上體が前に傾かないようにする。
- 四、椅子には、普通左側から掛ける。起つときは左側に出る。
- 五、歩くには、上體を正しく保ち殊更に手を

坐り方



〔一〕起ち方



右に向き變へる場合
 一、立つた時の足 二、右足を斜後に引く



八の場合

- 振らず、膝を曲げず又脚を開かないようにして歩を運ぶ。殊更に足をすつたり、足音を立てたりしないようにする。
- 六、歩くときは濫りにあたりを見廻したり、物を踏み踏んだりしてはならない。
- 七、向を變へるには、立つてゐる場合は、先づ向かはうとする方の足を斜に後に引き、これに他の一方の足を一旦揃へて、下座の足から歩き出す坐つてゐる場合は、先づ跪坐をして、一方の足尖を開き、他方の足をこれに揃へて向を變へる。又、跪坐をして向かはうとする方の膝を少し淨して、その



方へ静かに廻る。すべて向を變へるには、上座に向かふやうにして廻るのを通例とする。
 長上の間近では、正面を避けて、向を變へて起つ。
 八、膝で進退するには、先づ跪坐をして、膝と足尖とで静かに進み又は退く。長上の間近では少し手前まで跪坐をして、膝で進み出て坐り、膝で少し退いてから起つ。
 九、神佛前、長上の前、又は床の間や貴重な物等の前では少くとも一米位手前で一先づ立上り又は一旦跪坐して後、改めて進み出る。

第七章 受渡し

受渡しは其品物によつて一様ではないが、畢竟するに失禮のないようにするのが禮ですが、餘りに馬鹿丁寧なものも相手方に迷惑をかけ又不快の念を與へます故、餘りに鄭重に過ぎず又輕卒に流れず、能く本文と圖解とを参照して其要領を得るよう心懸けなさるがよいです。

一、受渡しは鄭重を旨とし、粗忽のないようにする。

二、受渡しには、直接手渡しする場合(授受)と一旦置いてからする場合(進撤)とがあるが何れの場合にも、物は自分の方へ向けて持つて出る。先方に渡すときは、受易いやうに、向け直して進める。物によつては先方が受けよいうように、最初から向けかへて持つて出る。

三、受渡しは、正面よりするのを例とする。卓子の場合には左方若しくは右方よりすることもある。



四、受渡しは、立つてゐる人には立つてし、坐つてゐる人には坐つてする椅子に掛けてゐる場合、長上に對しては立つてするのが禮である。

五、受渡しは、物により場合によつて、兩手七の場合又は片手でする、片手でするときは一方の手をそへることもある。長上に物を進めるには、片手で持つ場合でも、一方の手を添へる手を添へない場合には、體を少し前へ屈する。

六、長上に對する受渡しは、居ながらにせず、少しでも前に進んでからにする。

七、辭令書、卒業證書その他長上より物を授けられるときは、凡そ三步前で敬禮し、進んで兩手で受けて押戴き、三步退き、一見の後敬禮して退く。敬禮のときもこれに準ずる。

八、臺または盆等に載せて渡されたものは、臺または盆の體、一旦受ける。

九、受渡しには、一々禮するにおよばない。

第八章 包 結 び

贈品の包み紙水引のかけ方は失禮に涉らないよう注意せねばなりません。些細な不注意



片手で渡す場合

片手で渡す場合

慶時の場合の奉書折り方(凶事の場合は二の逆)



右が上
左が下



から折角慶弔の意を表したものが、反つて禮を缺いて相手に不快の念を興ふると共に、物知らずと世間から嗤はれることとなります。

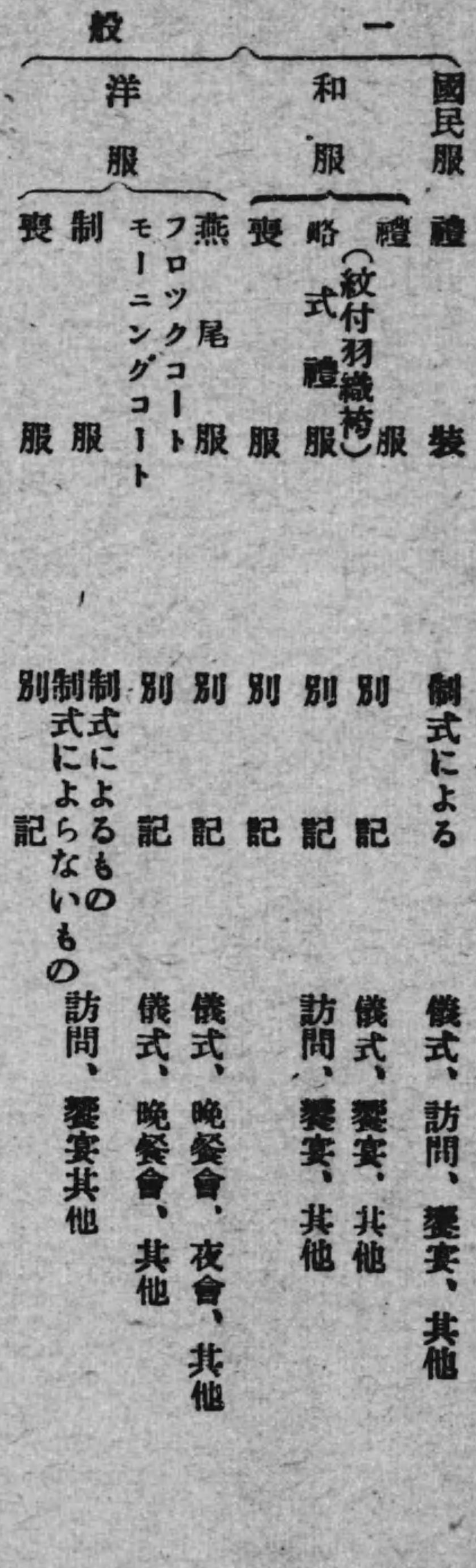
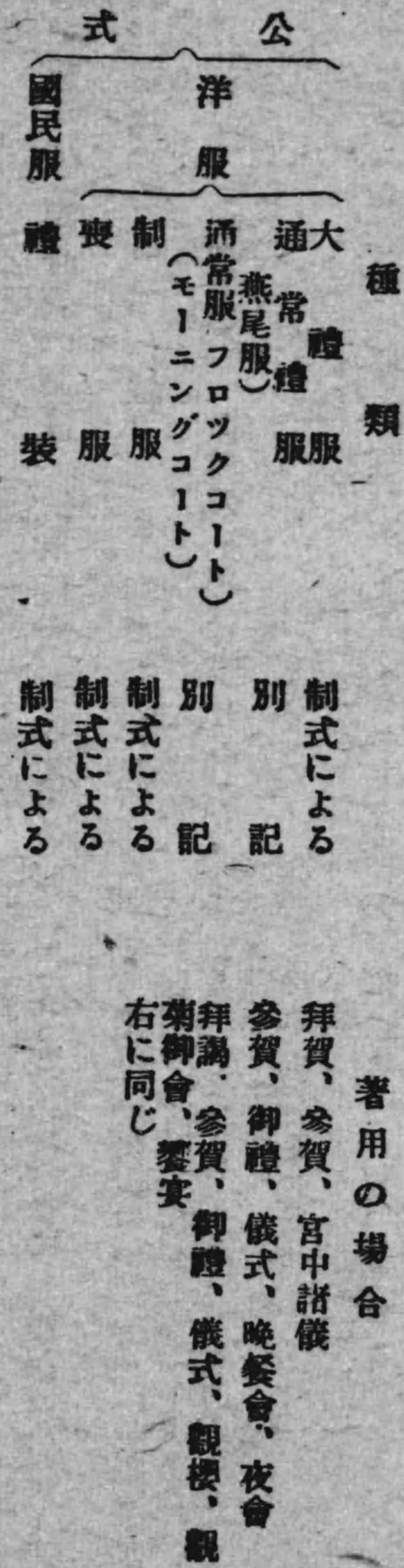
- 一、贈物の包紙には、奉書・糊入等を用ひる婚禮その他特に鄭重な場合には、二枚重ねて用ひる。小さい物は、一枚の紙を二つ折にして包んでも差支へない。贈物を包むには、先づ左方を折り、次に右方を折る。金子や小さい物を包む場合には、左右を折つた上、更に上下を裏に折返す。凶事の場合には、一般に紙を一枚にして左前に包む。
- 二、贈物には、水引を掛け、熨斗を添へる。魚・卵・海藻・鳥等には熨斗を添へない。凶事の贈物にも熨斗を添へない。
- 三、水引は、一般に、慶事または平常の贈物には赤白（赤右）を用ひ、凶事の贈物には白もしくは黒白（黒右）を用ひる。水引には、この外金銀・金赤・紅白・銀白等があるが濫りに用ひないがよい。普通の場合には兩輪に結び、婚姻、縁組および凶事の場合には結び切りにする。

- 四、熨斗紙・熨斗袋の類は、長上に對しては用ひない。改まつた場合にも用ひないがよい。
- 五、贈物の表書は、包紙の中央上部にその品目を記し、又は「御祝」「御餞別」「御見舞」「玉串料」「御香奠」「御靈前」等の文字を記すのを例とする。又「進上」「贈呈」等と記すことがある。金子の場合には、包紙（又は内部）にその額を記す。
- 六、自分の氏名は、包紙の左方下部、若しくは中央下部に書き、又は名札を添へる。
- 七、贈物は臺・小蓋又は盆等に載せて進める。
- 八、贈物の袱紗、風呂敷もしくは容器等を返すには、婚禮および凶事の場合の外、移紙を入れるのを例とする。
- 九、改まつた場合の贈物には、目録を添へる。目録は、奉書を二つ折にし、折目を下にしておき、先づ左方を、次に右方を折つて三つ折とする。これに熨斗を添へ臺または小蓋に載せて進める。

第九章 服 制

古い諺に馬子にも衣裳なりかたちと云はれましたが、まつたく人は其服装によつて品格をたかめます、能く調つてをるのは他の見る眼もよいが、又自分としても氣持ちよいものです、殊に公式や晴れの場所に出るときは頭から足の爪先迄揃ふよう氣を付けなさい。

男子禮服



二、男子の洋服は左の例による。

- (一) 燕尾服△帽 シルクハット (喪を服する者は黒羅紗又は黒紗を以て中帯を巻く) △上衣 黒羅紗 (喪を服する者は黒羅紗又は黒紗を左腕に纏ふ) △ズボン 黒羅紗△チョッキ 白リネン (儀式には黒羅紗) △シャツ ホワイトシャツ△カラー 立襟又は折襟
- △ネクタイ 白蝶形△手袋 白革△靴 黒エナメル△靴下 黒△外套 黒無地
- (二) フロツクコート、モーニングコート△帽 シルクハット山高を用ひてもよい△上衣

黒羅紗△ズボン 縞(喪には黒を用ひることがある)△チヨツキ 黒羅紗白リノン△シャツ ホワイトシャツ△カラー 立襟又は折襟△ネクタイ 結び下げ(白及び黒の蝶形は用ひない、喪には黒の結び下げとしネクタイピンを用ひない)△手袋 茶又は鼠色の革(喪には黒又は鼠色の革)△靴 黒革△靴下 黒△外套 無地物

三、男子の和服は左の例による。但し地質は適宜紬・木綿・縮緬等を用ひてもよい。

(一) 禮服(1) 冬物△上着 羽二重、黒五つ紋色變りを用ひることもある△下着 羽

新地服



フロックコート



シルクハット



モーニングコート

二重、白を正式とする茶、又は鼠色を用ひてもよい△襦袢 白。下着の共色を用ひてもよい△帯 角帯、兵兒帶を用ひてもよい△袴 縞、襠のあるもの△羽織 羽二重、黒、五つ紋・紐は白△扇子 白△足袋 白△履物 草履(2) 夏物 △上着 縞、黒、五つ紋 淺黄色生平を用ひてもよい。△下着 用ひない△襦袢 白△帯 角帯。兵兒帶を用ひてもよい△袴 縞、襠のあるもの△羽織 縞または紗、黒五つ紋、紐は白△扇子 白△足袋 白△履物 草履

(二) 略式禮服△上着 無地物(黒を除く)又は縞△羽織 黒五つ紋又は三つ紋△下着 襦袢白の外適宜△その他は禮服に準ずる。

(三) 喪服 禮服と同じ、喪章を用ひない。

四、女子の公式禮服および一般禮服は左の表による。

— 女子禮服 —

種 類		著用の場合	
大禮服(マントドクル)	別記	拜賀、宮中諸儀	
中禮服(ローブデコルテ)	別記	參賀、宮中諸儀、晚餐會、夜會	
通常服(ローブモンタント)	別記	拜謁、御禮、宮中諸儀、觀櫻、觀菊	
通常服(ヴィズイテイニングドレス)	別記	御會、饗宴	
和服	制式による	右に同じ	
禮服(桂袴)	制式による	拜賀、參賀、宮中諸儀	
通常服(桂袴)	制式による	參賀、天機奉伺、御機嫌奉伺、御禮	
喪服	制式による	觀櫻、觀菊御會	
禮服(白襟紋附)	別記	儀式、饗宴、其他(御禮及び觀櫻觀菊御會には通常服の代用)	
訪問著(縫紋の類)	別記	訪問、饗宴、其他	
喪服	別記	晚餐會、夜會其他	
一般洋服	別記	儀式、訪問、餐應、其他	
喪服	別記	喪服制式通常服に準ず	

五、女子の洋服は左の例による。

— 女子洋服の場合 —

大禮服	中禮服	通常服	通常服	一般洋服
(マントドク)	(ローブデコ)	(ローブモン)	(ヴィズイテイ)	アフタヌーン
絹地、淡麗な色	絹地、色合適宜	絹地、色合適宜	絹地、色合適宜	絹地、色合適宜
袖は極めて短いか又はなし、裾は流行により長短あり、トレインを長く曳く	袖は長し、但し流行により長短あり、胸は閉づ	袖は長し、但し流行により長短あり、胸は閉づ	袖は長し、但し流行により長短あり	袖は長し、但し流行により長短あり
用ひず、髪には寶石、白の羽毛を飾る、白色「チュール」を垂れる	右に同じ	右に同じ	右に同じ	右に同じ
白革、長さのもの	右に同じ	右に同じ	右に同じ	右に同じ
衣と同色の絹製	右に同じ	右に同じ	右に同じ	右に同じ

六、女子の和服は左の例による。但し地質は、フタリズシドレス
適宜紬、木綿、縮緬等を用ひてもよい。

- (一) 禮服 (1) 冬物◇上着 縮緬、羽二重、黒又は色變り五つ紋、模様は裾模様◇
下着 羽二重、縮緬等、白、色變りには共色を用ひてもよい◇襦袢 白襟、色變りには色物を用ひてもよい◇帯 丸帯◇帯揚 白◇帯留 白、丸紬◇扇子 白又は塗骨◇足袋 白◇履物 草履 (2) 夏物◇上着 絹、縮緬等、黒又は色變り、五つ紋、模様は裾模様◇下着 絹又は練、白◇襦袢 地質は絹、縮緬等、白◇帯 丸帯◇帯揚

婦人和服禮装の一例



- 白◇帯留 白丸紬◇扇子 白または塗骨◇足袋白 ◇履物 草履
(二) 訪問服 (略式禮服として用ひる) ◇上着色變り、裾模様、江戸棲模様、無地物(黒を除く) 小紋等、綾紋、三つ紋◇帯 丸帯、薄手袋、帶等◇下着 襦袢、帶揚、帶留の色合は白のほか適宜◇略式には羽織を用ひてもよい。
(三) 喪服 ◇上着 黒無地紋附地紋も模様もないもの◇下着 白◇襦袢 白◇帯 黒、丸帯◇帯揚 白◇帯留 白、丸紬◇足袋 白◇草履

後 篇

皇室・國家に對する禮法

第一章 皇室に對し奉る心得

皇室に關する談話や文章には特に注意して敬稱・敬語を使用し、假にも不敬に涉る如き

ことがない様氣を付けねばなりません。

我皇室に對し奉る敬稱は、皇室典範第十七條に規定されてありまして

天皇 太皇太后 皇太后 皇后の御方々に對し奉つては「陛下」と申上げ、同十八條の規定によつて

皇太子 皇太子妃 皇太孫 皇太孫妃 親王 親王妃 内親王 王 王妃 女王の御方方に對し奉つては殿下と申上げることになつてをります。

天皇陛下の御出ましを「行幸」御還りを「還御」と申上げ、皇后陛下の御出ましを行啓御還りを「還啓」と申上げます。

又、皇族の方々の御出ましをば「御台臨」又は「御成」と申上げます、尙「天機奉伺」なる言葉は 天皇陛下に對し奉つてのみ用ゐまして、其他は皇太子妃殿下までは「御機嫌伺ひ」と申上げることになつてをります。

又「御勅語」「御勅使」「御令旨」「御便殿」など申上るのは誤りで、「勅語」「勅使」「令

旨」「便殿」と申上るのが正しいのです。丁寧の積りで却つて不敬に涉る恐れあれば氣を付けねばなりません。

「陛下」と申上げ奉つるのは 今上天皇にのみ申上る敬稱であります、「明治天皇」「大正天皇」に對し奉つては、唯「明治天皇」「大正天皇」と申上げるのが正しいのです。

一、皇室に關する談話・文章には、特に敬稱・敬語の使用に注意する。

二、詔勅・令旨を捧讀し、御製・御歌を奉誦し、若しくは敬聽する場合には、姿勢を正し謹嚴な態度をとる。皇室に關する談話をなす場合はもとより、談話が皇室の御事に及ぶ場合に於ても亦同様である。

三、御所離宮等の拜觀に當つては、夫々の規定を守り、決して輕々しい言動をしない。御物の拜觀には特に動作を慎重にし敬虔の態度を失はないやうにする。御遺蹟等に就いても同様である。

四、宮城前通行のときは、宮城に向かつて敬禮をする。遠方の場合は脱帽して敬肅の意を

表する御所・行在所等の前を通行するときもこれに準ずる。御陵墓前通過のときもまた同じ。学校における奉安所に關しては各學校の定めるところに従ふ。

五、新聞・雜誌等に誹揚された皇室に關する御寫眞はその取扱に注意し、不敬に涉ることのないやうにする。

六、御紋章は濫りに模寫してはならない。御紋章の附いてゐるものの取扱は鄭重にする。

第二章 拜 謁

拜謁には、一人にて謁見を許さるゝ單獨拜謁と、多人數にて謁見を許さるゝ列立拜謁とあります、詳しいことは「禮法要項」に就て會得せらるゝがよいです。

一、單獨拜謁の場合は、御座の間の闕外で敬禮をし、御座の間にはいつて再び敬禮をする。御座の正面に進み、豫め定められた位置にとゞまつて最敬禮を行ふ。次に後退し出口で敬禮をし、闕外で再び敬禮をする。

二、兩位に對し奉つては、前項の順序により、第一位の御座に最敬禮、横歩して第二位の御座にこれを行ふ。

三、列立拜謁の一は、一同整列し出御の時に於て敬禮を行ひ、御座につかせらるゝや最敬禮を行ふ。入御の時に於ても敬禮を行ふ列立拜謁の二は拜謁者一同整列し、通御の時に於て最敬禮を行ふ。

四、皇族・王（公）族に對し奉りては前各項に準ずる。

第三章 御 先 導

御先導の禮法は、皇室に對し奉る心得及び前の第二章を心得てなほ本章の「禮法要項」によつてなさるがよいです。

一、玄關又は入口に於て御迎へ申し上げる。

二、御車御著の際最敬禮、御降車までの間上體を前に傾けて御降車を拜して御先導申し上

げる。

- 五、御先導は御通筋中央を、姿勢を正し、正面を向いて静肅に歩む。但し砂道その他にありては、中央を避け、一進行方向に向かつて左側を歩む。
- 四、御座所の手前適当な處でとゞまり、直ちに下座に開いて敬禮して退く。
- 五、御説明申し上げる場合は、御前を横切らないようにする。
- 六、御見送申し上げる際には、御車の御出門まで目送申し上げる。
- 七、皇族・王（公）族に對し奉りては前各項に準ずる。

三四

第四章 行幸啓の節の敬禮

行幸啓の鹵簿を拜する場合は次の禮法によります、從來は最敬禮の儘顔だけあげて目送目送申上げたのですが見苦しいので此「禮法要項」の如くに改められたのであります。

- 一、行幸啓の鹵簿を拜するには、御道筋又は指定された場所に整列して、靜かに御通過を待つ。
- 二、老人や子供は、なるべく前列とし、すべて警察官・掛員の指圖に従ひ、混雜を來さな

いようにする。

- 三、通御の時刻が近づいたら、傘をたゝみ、帽子・外套・コート・襟巻・肩掛の類を脱ぎ、姿勢を正す雨雪の際は、傘・外套等雨具を着用した儘拜して差支へない。

- 四、御車が凡そ六十米（約三十間）の距離に近づいたときに最敬禮を行ひ、上體を起して目迎目送し奉る。

- 五、御召列車御通過の節は、御召列車が凡そ二百米（約二丁）の距離に近づいたときに最敬禮を行ひ、上體を起して目迎・目送し奉る。

- 六、坐つて拜する場合も前各項に準ずる。

- 七、鹵簿は、扉越・窓越又は高い位置から拜してはならない。御通過の後は喧噪に涉らないやうに、徐ろに退散する、行幸啓の節の敬禮に關し特別の

三五

規定あるものはこれに従ふ。

八、皇族・王（公）族の御成の節は公式の場合は前各項に準ずる。

第五章 神社参拜

古へから我國は神國と稱し、如何なる寒村僻陬の地と雖も産神を祭祀してあり、又國民も神に對する崇敬の念の厚きことは世界無比であります、然し近時歐米の文化が輸入せられて以來、神に對する禮法が大層亂れました、今哉日本精神顯揚が叫ばれる秋、此禮法に則つて深く崇敬の赤誠を捧げ、恩頼を感謝致しましょう。

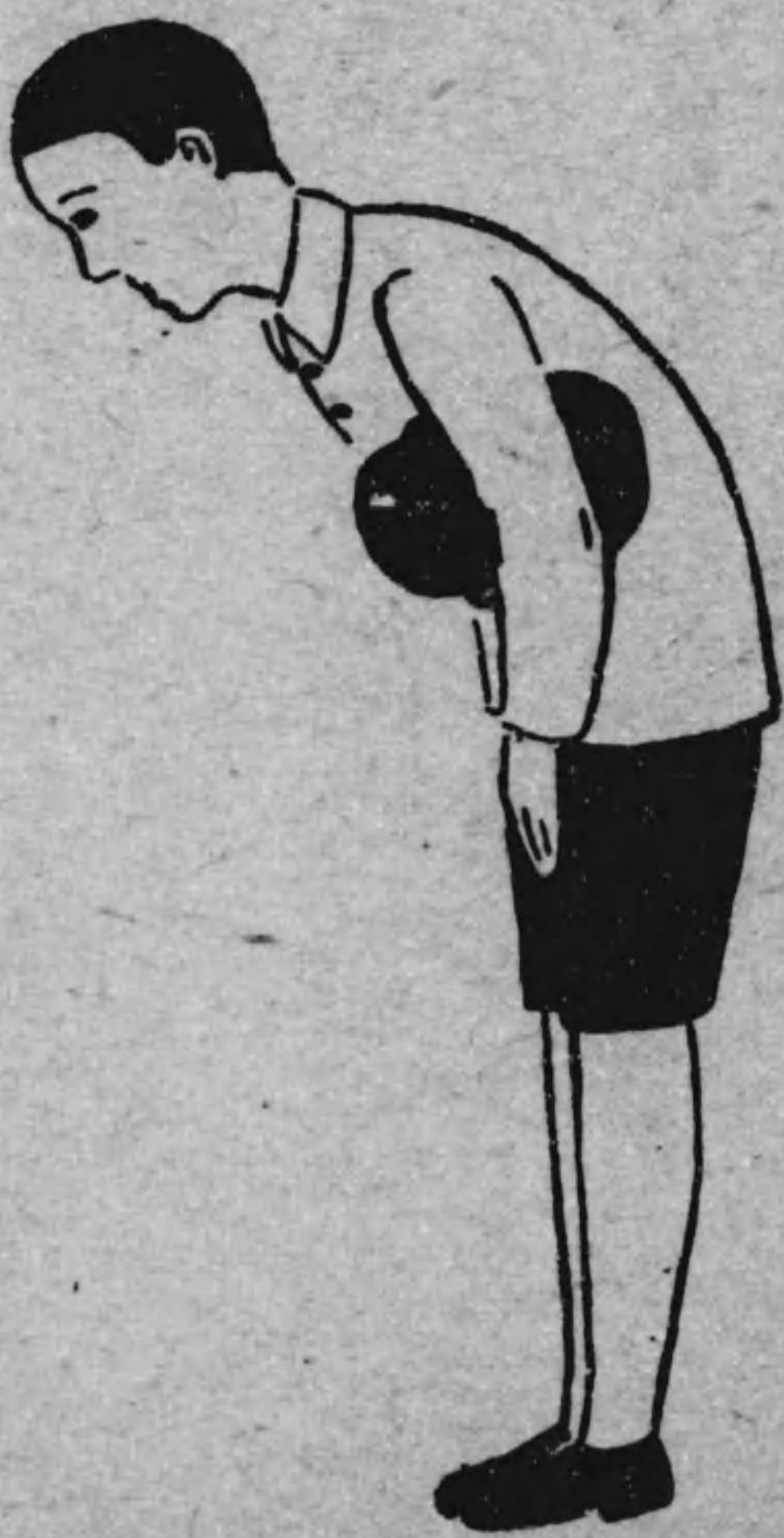
一、神社参拜に當つては、心身を清め、容儀、服装を正しくし、崇敬の誠を致さなければならぬ。

二、神域では静肅を旨とする。拜禮に先だつて、帽子・外套・襟卷等を脱ぎ、手を清める。但し雨雪の際は雨雪を着用した儘でも差支ない。

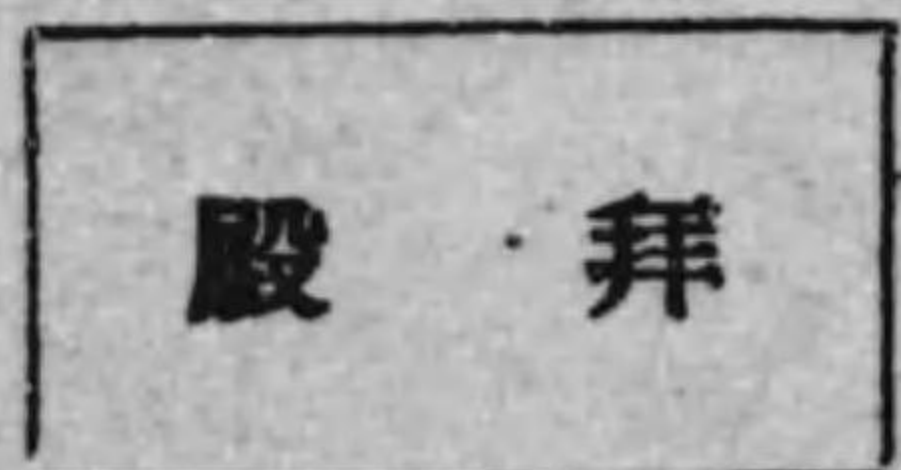
三、改つた場合の参拜には修祓を受ける。拜禮は拜座（普通の場合は拜殿の階下）に進んで恭しくこれを行ふ。（『拜禮』參照）

四、帽子を持った儘参拜する場合は、右手に庇を持つて内側を右股につけ、神前に進んで拜を行ふ、玉串奉奠の場合は帽子を左脇に挟む。

五、團體で参拜する場合は、一同神前に整列し、代表者一名正中の拜座に進んで拜禮を行ふ。（代表者が玉串を奉奠する場合は先づ奉奠して拜禮を行ふ）一同は代表者と共に自席で列拜を行ふ。

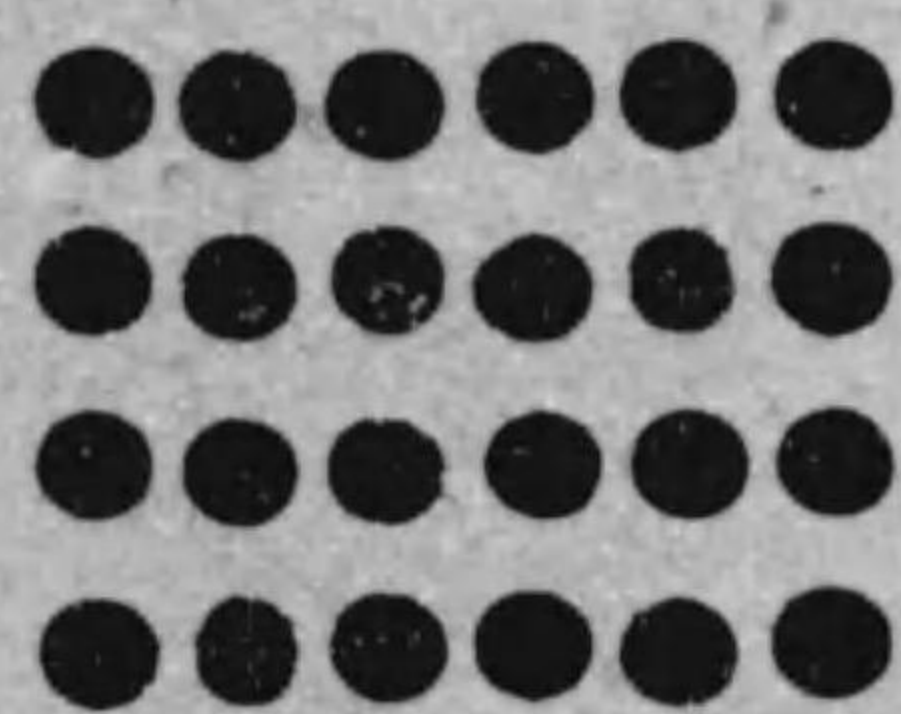


五、の場合



代表者

○...



六、神社遙拜は、その方に向かつて式場をしつらへ（新薦をしき案を立てる）參拜の場合と同様に拜禮をする。團體で遙拜する場合は團體參拜の例による。場合により、式場の設備を略することもある。

七、神社の前を過ぎるときには敬禮をする。

【注意】 一、正式參拜には資格服裝についての規定がある。

二、忌中の者は參拜を遠慮する。

第六章 祝祭日

國家の祝日や祭日の儀式の順序が、是迄は學校でも亦民間の各團體でも各自まち／＼であつたが、今後は此「禮法要項」に據つて執り行はねばなりません。

一、祝祭日には、國旗を掲げ、宮城を遙拜し、祝賀・敬肅の誠を表する。

二、紀元節・天長節・明治節及び一月一日における學校の儀式は次の順序方式による。

天皇陛下・皇后陛下の御寫眞の覆を撤する。この際一同上體を前に傾けて敬肅の意を表する。次に天皇陛下、皇后陛下の御寫眞に對し奉りて最敬禮を行ふ。次に國歌をうたふ。次に學校長教育に關する勅語を捧讀する。參列者は捧讀の始まると同時に、上體を前に傾けて拜聽し捧讀の終つたとき、敬禮をして徐に元の姿勢に復する。次に學校長訓話を行ふ。次に當日の儀式用唱歌をうたふ。次に天皇陛下・皇后陛下の御寫眞に覆をする。この際、一同上體を前に傾けて敬肅の意を表する。

三、天皇陛下・皇后陛下の御寫眞を拜戴してゐない學校に於ては、次の順序によつて儀式を行ふ。宮城遙拜の次に國歌をうたふ。次に學校長教育に關する勅語を捧讀する。次に學校長訓話を行ふ。次に當日の儀式用唱歌をうたふ。

四、儀式に參列する者は、服裝を整へ、容儀を正しくし、眞心を以て終始しなければならない。

五、式場に入る際は一禮する。舉式中は特別の場合の外、出入してはならない。

六、儀式の始と終には、一同敬禮をする。

【注意】 一、天皇陛下の御寫眞は式場の正面正中に奉掲する。皇后陛下の御寫眞は、天皇陛下の御寫眞の左（拜して右）に奉掲する。二、勅語謄本は箱より出し、小蓋又は臺に載せて式場の上座に置くを例とす。三、勅語捧讀に當つては、捧讀者は特に容儀・服装に注意し、豫め手を清める。（フロックコート・モーニングコート及び手袋は着用しない）謄本は丁寧慎重に取扱ひ、捧讀の前後に押戴く。四、勅語奉答の歌をうたふ場合は、學校長訓話の前にする。五、勅語捧讀・訓話等は、御寫眞を奉掲する場合は御前を避け、しからざる場合は正面の中央で行ふ。六、皇后陛下御誕辰・皇太后陛下御誕辰を賀し奉る儀式を行ふ場合には、凡そ祝日に於ける儀式に準じて順序・方式を定める。|| 遙拜式・勅語捧讀式・入學式・卒業式又は記念式等學校に於ける諸儀式に就いても亦同じ。七、學校以外の團體の行事は、適宜前各項に準じて行ふ。

第七章 軍旗、軍艦旗、國旗、國歌、萬歲

祝祭日には必ず國旗を掲揚せねばなりません、國旗は其國の大切な標識なれば何れの國民も其國の國旗に對しては敬意を表し且つ尊重します、日の丸の旗は申すまでもなく我大日本帝國の標識にして最も尊重すべきものなれば、其取扱は鄭重にし、假りにも破れたり、汚れたりした物を掲揚するのは恥辱です。

又國旗掲揚の際は、國歌を歌つたり、最敬禮や敬禮をしないのが正式です、又指揮者の號令は「氣を付け」「國旗に注目」「直れ」の順序です。

又天皇陛下の萬歲、大日本帝國萬歲、及び外國元首又は其國家に對する場合は、「三唱」と言ひます、普通の人の場合は「某々君の爲に萬歲を三回唱へますと云ふのです、なほ萬歲後の拍手もいけないことになつてゐます。

一、軍旗軍艦旗に對しては敬禮を行ふ。

二、國旗は常に尊重し、その取扱を鄭重にする。汚損したり、地に落したりしてはならない。

三、國旗は祝祭日その他公の意味ある場合にのみ掲揚し私事には掲揚しない。特別の場合の外夜間は掲揚しない。

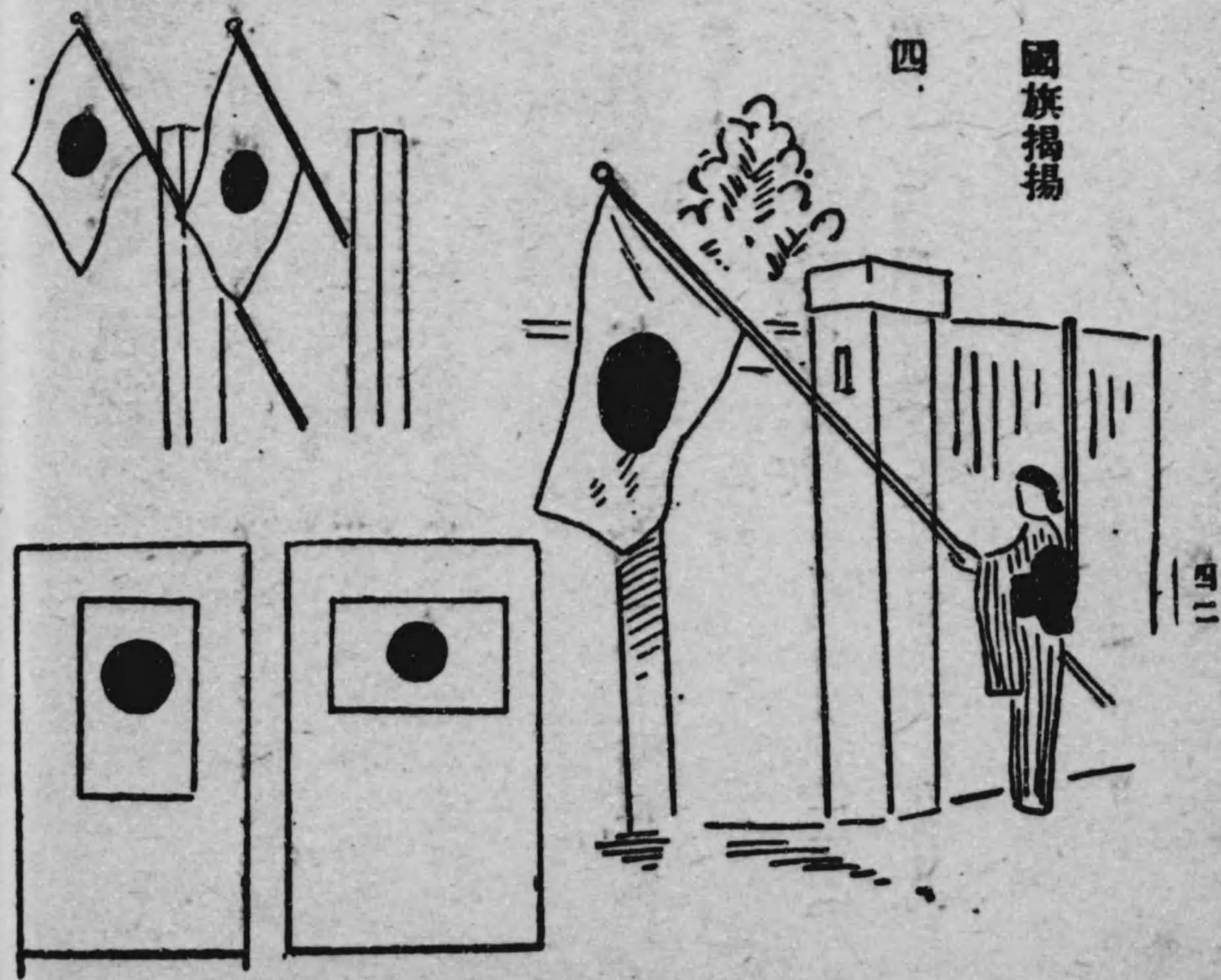
四、國旗はその尊嚴を保つに足るべき場所になるべく高く掲揚する門口には單旗を本體とし右側（外から向つて左）に掲揚する。二旗を掲げる場合は、左右に並立する、室内では旗竿を用ひないで、上座の壁面に掲げてよい。

五、外國の國旗と共に掲揚する場合は、我が國旗を右（外から見て）左とする旗竿を交互する場合は、我が國旗の旗竿を前にし、その本を左方（門外から見て右）とする。二ヶ國以上の國旗と共に掲揚する場合は我が國旗を中央とする。

六、旗布の上端は旗竿の頭に達せしめ竿頭に球などのある場合は、これに密接せしめる。

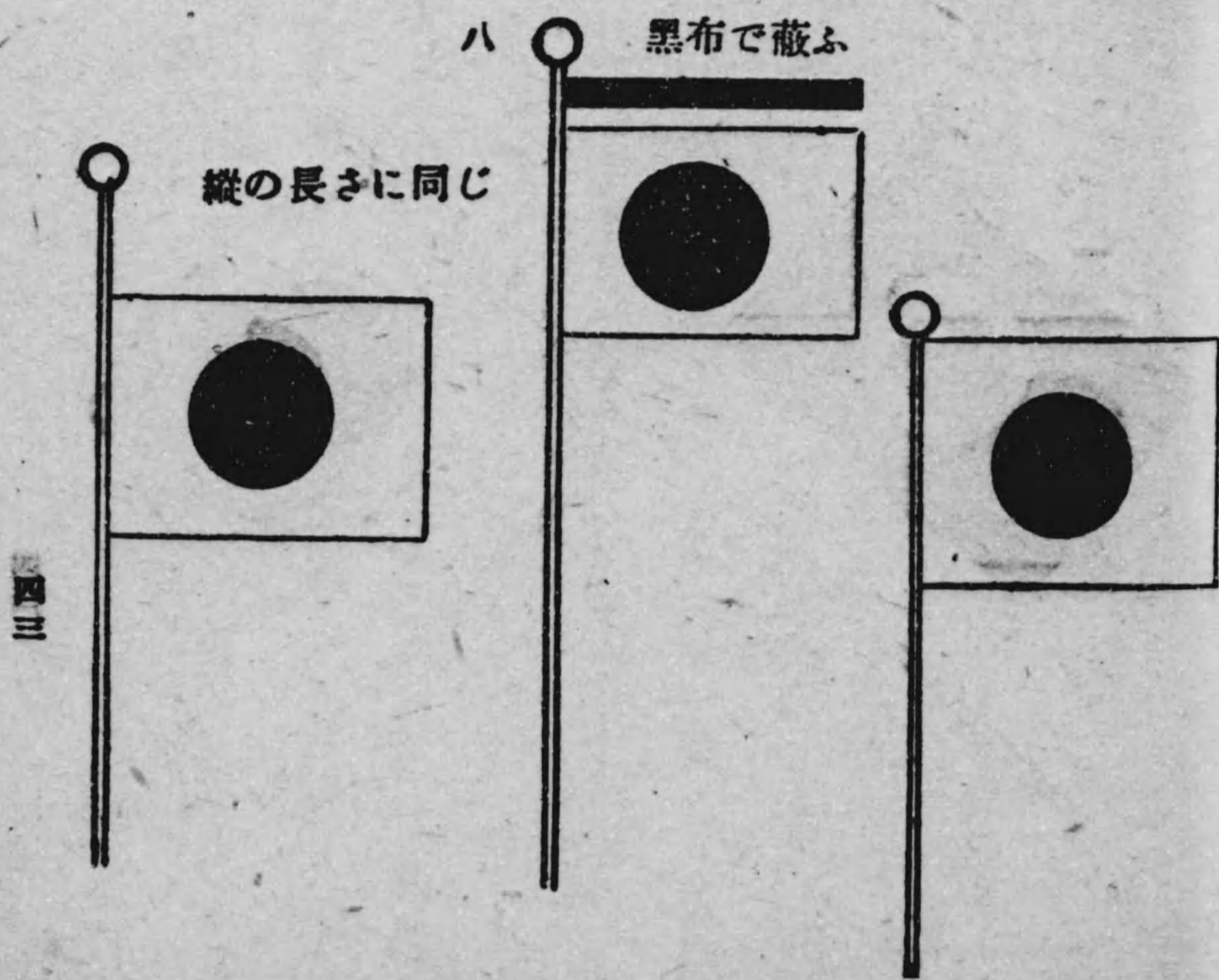
七、團體で國旗の掲揚を行ふ場合は、旗竿に面して整列し、國旗を掲揚し終るまで、これに注目して敬意を表する。國旗を下す場合もこれに準ずる。

四 國旗掲揚

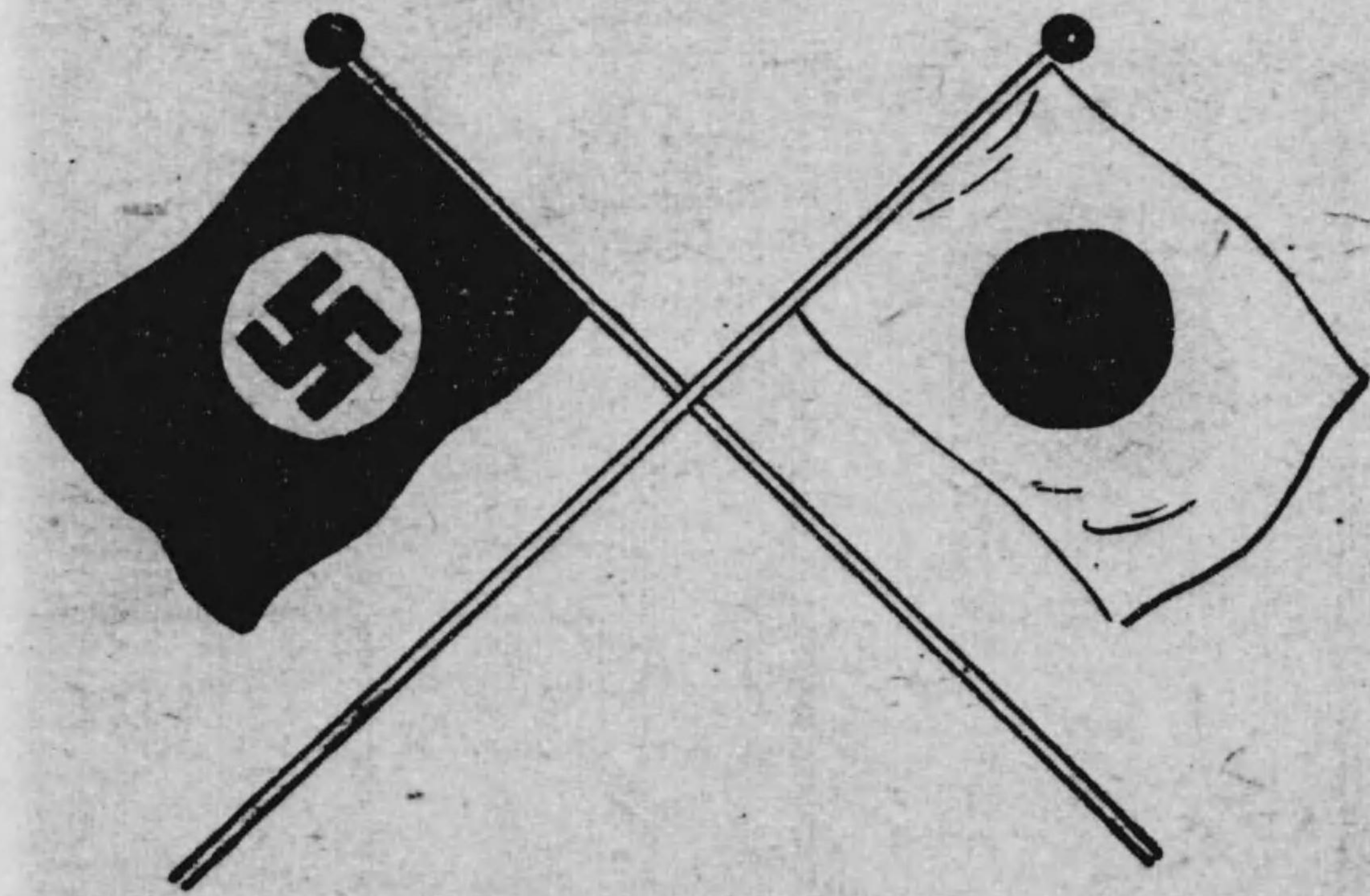


八 黒布で蔽ふ

縦の長さに同じ



- 八、弔意を表するために國旗を掲げる場合は旗竿の上部に、旗布に接して黒色の布片を附ける球はこれを黒布で蔽ふ。又竿頭から凡そ旗竿の半ばに、若しくは凡そ旗布の縦幅だけ下げて弔意を表することもある。
- 九、國歌をうたふときは、姿勢を正し、眞心から寶祚の無窮を壽ぎ奉る。國歌を聴くときは前と同様に謹嚴な態度をとる。
- 一〇、外國の國旗及び國歌に對しても敬意を表する。
- 一一、天皇陛下の萬歳を奉唱するには、その場合に於ける適當な人の發聲により左の例に従つて三唱する。



四四

- 天皇陛下萬歳 唱和(萬歳) 萬歳 唱和(萬歳) 萬歳 唱和(萬歳)
- 一二、萬歳奉唱に當つては、姿勢を正して脱帽し兩手を高く舉げて、力強く發聲、唱和する。最も嚴肅なる場合は、全然手を舉げないこともある。
- 【注意】 一、國旗は他の旗と共に同じ旗竿に掲揚しない。二、國旗を他の旗と並べて掲揚するときは、常に最上位に置く。三、外國の元首又はその名代の奉迎等、若しくは特に外國に敬意を表すべき場合に限り、その國の國旗を右(外から見て左)とする。四、行事のために國旗を掲揚した場合は、その行事が終れば下すがよい。五、皇族・王(公)族の萬歳を唱へ奉る場合、若しくは大日本帝國萬歳を唱へるときは三唱とする。外國の元首若しくは國家に對する場合もこれに準ずる。その他はすべて一唱とする。但し幾回か繰返してもよい。六、萬歳唱和後は、拍手・談笑等喧噪に涉ることのないやうにする。七、萬歳唱和を以て祝はれた人は、謹んでこれを受ける。八、萬國旗を裝飾に用ひては、

ならない。

家庭生活に關する禮法

第八章 居 常

禮法は、公けの席上にのみ執り行ふものではなく、家庭生活の常住座臥、禮法の心懸けが必要で、禮法と云へば改まつて儀式張るやうに考へらるゝが決してそう云ふものではないありません、昔の人も『親しき仲にも禮儀あり』と謂はれましたが、寔に知言であります、年長者は幼者を撫恤り、幼者は又年長者を尊敬し、所謂長幼序あるのが家庭生活上の禮法で、斯くてこそ家庭が齊ふのであります故、取りも直さず是が國民禮法の根幹となるので

一、神明を敬ひ祖先を崇び朝夕必ず神棚、靈位等を拜する。

二、父母、長上を敬ひ、言語、動作を鄭重にする。弟妹その他の者に對しても、輕んじたり高ぶつたりする態度があつてはならない。

三、起床、就寢の際には、父母、長上その他の人々に挨拶する。

四、家の内外は朝夕清掃を怠らないようにする。

五、常に髮顔、手足等を清潔にし、食事の前などには手を洗ふ。

六、食事は時刻を一定し、なるべく一家打揃ひ團欒して行ふ。

七、衣服は正しく着用し、帽子は正しくかぶる。常に鼻紙・手巾の類を用意する。

八、男子學生・生徒の和服で外出するときには制帽および袴を着ける。

九、外出の際は、父母・長上等に行先や歸宅の時刻等を告げて挨拶をし、歸宅の際も亦挨拶をする。歸宅が後れるやうな場合にはなるべく早くその旨を知らせるがよい。

一〇、父母・長上の外出歸宅の際は、送迎の挨拶をする。

一一、途上で父母・長上を始め、近隣の人・親戚・知人・友人等に逢つたときは挨拶をす

- 一二、父母・長上と同行の場合、父母・長上が挨拶する人に對しては、自分が直接知らな
いでも敬禮する。
- 一三、登校・下校・出勤・退出の際は、長上や友人に挨拶する。構内で長上に行逢つたと
きは、敬禮するがよい。
- 一四、物を大切に取扱ひ整理・整頓に意を用ひる。物の置き方や履物の脱ぎ方等もなほざ
りにしてはならない。
- 一五、濫りに人の物に手を觸れるのは禮でない。
- 一六、物品の貸借は慎重にする。用済の後は速かに返戻して謝意を表する。
- 一七、入浴の際は、流し湯を汚さないように注意する。
- 一八、便所は使用後特に注意して汚れを留めないやうにする。
- 一九、どてら・湯上り衣・簡単衣等で外出してはならない。

二〇、化粧は目にたゝない程にする。殊更につくり過ぎるのはよくない。人の目につく所
で化粧をしたり、服装をなほしたりしてはいけない。

第九章 屋 内

前章に引續いて日常の禮法を説いたのです、卑近の事として輕々に看過せず、能く注意
して此禮法を遵守するよう心がけなさい、古人も「道は近きにあり」と謂れてあります。

- 一、室にはいるときは、襖・障子の外から一應斷る。洋室ならばノックして許を得る。
- 二、襖・障子は跪坐して開閉する。
- 三、室にはいつたら敬禮する。長上に對しては次の間または敷居際で先づ敬禮する。
- 四、襖・障子をあけて室内にはいつに場合には、これを閉ぢたのちに敬禮する。扉の場合
も同様である。
- 五、室にはいつたときに、先客があれば敬禮する。その室に主人がゐれば、先づ主人に次

に先客に對して敬禮をする。

六、腰を掛けてゐるとき、長上が室にはいつて來た場合には、椅子から起つ。

七、座席については主人の勸に従ふ。遠慮に過ぎるのは、却て禮でない。

八、床のある方を上座とする。床のない場合は入口より遠い方又は正面を上座とする。

洋室では壁爐のある方を上座とする。ない場合は入口より遠い方又は正面を上座とする。

九、物を跨いだり、踏んだりしてはいけな敷居や畳の縁は踏まないやうにする。

一〇、人の前は通らないやうにして後方を廻る。已むを得ないときは許を得て通る。

一一、長上の前では、座蒲團(茵)を敷かない。敷くには許を得てからにする。椅子も許を得てから掛ける。長上より先には掛けない。

一二、洋服着用の場合は、許を得て樂に掛けることもある。

一三、挨拶をするときは座蒲團をはすす。このときは下座におりる。

一四、坐つた人に對しては必ず坐つて應對、授受する。答禮の場合もこれに準ずる。

一五、女子が一人でである室には、男子は、近親の者以外は、はいつてはならない、用事は室外で辨する。已むを得ず室にはいる場合には、扉・襖を閉ぢない。女子の男子に對する場合もこれと同様である。

一六、履物は常に清潔に保ち、靴はよく磨く。履物は丁寧に拭ひ屋内を汚さないやうにする。脱ぐときは揃へておく。

一七、廊下は靜かに歩き、必要以外には走つてはならない、高聲の談話は慎む。



一八、長上に行逢つたときは、場合に應じて、敬禮または會釋をする。

一九、狭い廊下などで長上に行逢つたときは、左側によけてとどまり、會釋して通過を待つ。階段では、二三段の處ならば引返して長上の通過を待ち、その他の場合は左側によけてとどまる。

二〇、濫りに長上を超越してはいけない。必要のときは挨拶をして通る。

第十章 服 装

服装は、身分不相應の華美や虚飾は禁物です。本章の第一項にも示す如く、簡素、清潔、端正が肝要で、これが整つてをれば、縦令卑しい稼業を仕てをつても、どこことなく奥ゆかしい品格が保てます故、自然他の侮りを受けるようなことはありません。

- 一、服装は簡素・清潔・端正を旨とする。
- 二、公私の儀式の場合の服装は服制による。

服制によらない制服、業務による服装も禮服として用ひる場合がある。

三、喪服及び喪章は制規、慣習に従つて着用する喪服には喪章を用ひない。

四、男子の服装については左の點に注意する

- (1) 國民服は從來背廣服その他の平常服を着用した場合に着用するのを例とする。國民服禮装は、國民服を着用し、國民服儀禮章を佩びる。國民服禮装は、從來燕尾服・フロックコート・モーニングコートその他これに相當する禮服を着用した場合に着用するのを例とする。



- (2) フロックコート、モーニングコートには折返しおりがかへのズボンズボンは用ひない、ソフトカラー
白手袋・赤革の靴・帶革おびかはも用ひない。
- (3) フロックコート、モーニングコートモーニングコートのネクタイは蝶形ちょうがたを用ひてはいけないい。色物結いろものむすび
下げとする。喪服もくふくの場合の外黒ネクタイは用ひない。
- (4) 長上に對しては固より改あらたまつた場合の訪問、接客には袴はかまをつけるがよい。
- (5) 暑中しゅちゆうでも肌着を用ひず、又は素足すあしの儘で人を訪問したり、長上の客きやくに接せつしたりしな
い。

五、女子の服装ふくそうについては左の點に注意する。

- (1) 高貴の前又は儀式ぎしきの場合には、羽織もんつきは用ひない。紋附もんつきの羽織でも著るはるのは禮でない。
- (2) 薄物を著るときは、殊に襦袢じゆばん・肌著はだか等に注意ちゆういしなくてはならない。
- (3) しごきや細幅帶ほそはちおび等の儘で人の前まへに出でてはならない。
- (4) 洋装ようそうの場合、外出には晝は帽子ぼうしを用ひる。帽子は禮服及び訪問着はあひの場合の他、男子

の例による。

- (5) 學校がくこうの制帽並せいぼうなみにこれに準ずるもの及び外套がいとうの著脱は男子の例による。
- (6) 下着は常に完全にくわんぜんにする。輕装けいさうの場合特に注意を要する。
- (7) 改まつた場合はあひにはスエターの類は用ひない。

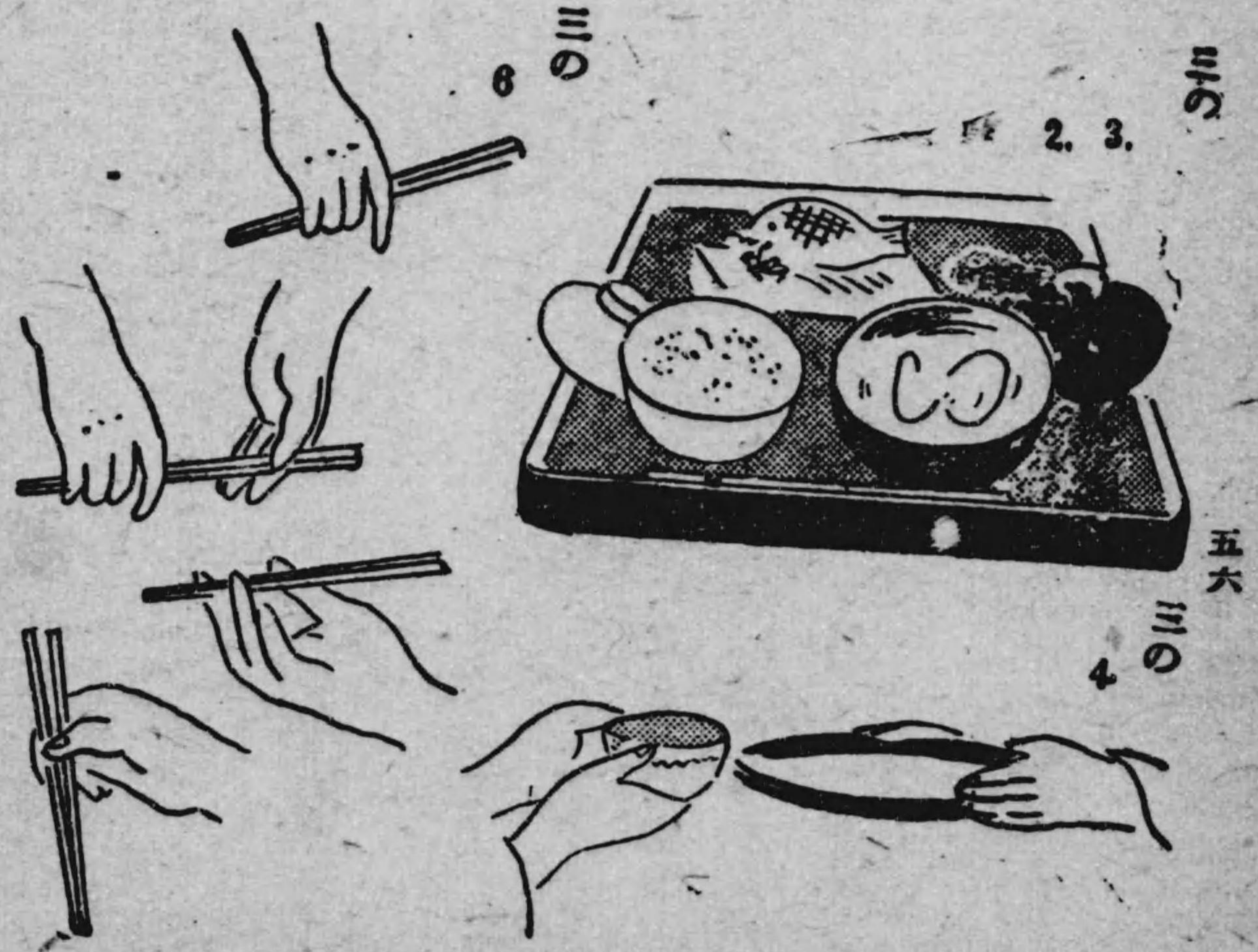
第十一章 食 事

其人の品格ひんかくは食事の場合が一番窺うかがはれるものです、これは他家たけにて馳走ちそうになる時は勿論
日常自宅で食事をする場合はあひも注意せぬと、一家の家長かちやうが放縱はうじゆうい喰くべ方をすれば、自づと其
一家の幼少ようしやうの者も之を模倣まぼして不作法ふさぽうな者になります、能く本章ほんぢゆうを熟讀じゆくどくして平常から良習
慣かんをつけるよう心懸こころがけるがよろしいです。

- 一、食事には容儀ようぎを整へ姿勢しせいを正ただしくする。
- 二、食事しょくじんの前には手を清める。

三、食事は凡そ左の順序・方法による。

- (1) 一禮する。
- (2) 飯碗の蓋をとる。蓋は左手で取り、上向にして左側に置く。
- (3) 汁碗の蓋は、右手で取り、上向にして右側に置く。
- (4) 飯の給仕を受けるには、飯碗を両手で出し通ひ盆の上に置く。時によつては片手でよい。
- (5) 飯碗を受取つたら、一旦膳の上に置く。
- (6) 右手で箸を執り、左手を添へ、揃へて持つ。



(7) 飯碗を取上げ、一口二口たべる。

(8) 汁を一口吸ひ、實をたべる。

(9) 次に飯をたべ、汁又は右の方の菜に移る。あとは香の物以外は、適宜に何をたべてもよい。但し、菜から菜に渡つてはならない。必ず飯をたべてから、次の菜に移る。

(10) 飯の替りのときには、飯碗の中に飯を一口程残す。箸は膳の縁に掛けて置く。

(11) 飯・汁の再進をうけたときは、一旦膳の上に置いてから、取上げてたべる。

(12) 飯の終つたときは、飯碗の中に飯が一粒も残らないようにし、湯茶をうける。香の物はこの時たべる。この際、なまぐさはたべない。

食膳の運び方



三の 14,

(13) 箸はちよつと飯碗の湯茶に入れて清めておく。

(14) 湯茶を飲むには左手で飯碗を取上げ、右手を添へて飲む。

(15) 終つて蓋をする。箸は膳の縁にかゝらないように置く。

(16) 一禮する。

【注意】 一、箸は長上が執つた後に執る。二、箸や碗はその持ち方を正しくする。三、右側のものは右手で取上げ、左の手に移してたべる。左側のものは左手で取上げる。四、頸を曲げたり、こゝみかゝつたりしてたべ



お茶の出し方

ない。五、汁碗を置いた儘、汁の實をたべてはいけぬ。六、すべて音をたてないよう静かにたべる。七、飯は、湯・茶漬の外は掻込んでたべてはいけぬ。八、食物を口にしながら談話をしてはならない。九、食器の位置を亂したり、箸、膳等を汚したりしないようにする。一〇、食卓以外、人の前で楊枝を用ひることは遠慮するがよい。楊枝を口にしながら歩くのはいけない。一一、給仕には次の事を心得る。1、給仕をするには、先づ容儀を整へ、手を清める。2、飯は、一杓子だけで盛らないやうにする。3、碗、膳、盆等の進撤には、縁に拇指がかゝらないやうにする。4、食物を運ぶときは息のかゝらない程度に保ち、膳の上を見越さないやうにする。5、給仕中は姿勢を正し、盆は膝前に置く。殊更に髪や衣類等に手を觸れてはいけぬ。6、給仕中は必要以外に口を利かない。7、卓子の場合、洋風を適當に斟酌する。

第十一章 訪問

他人を訪問するに際し最も注意すべきは時間を厳守することであり、約束の時間を違へたり又初めて訪問したのに、無駄な長話は先方に迷惑をかけるばかりか、自己の信用や品格の下劣なることを示すものです、よく注意しましょう。

一、面會を要する訪問には、豫め先方の都合を問合はせ、指定の時刻は正確に守らなければならぬ。

二、面識のない人には、知人の紹介を得て訪

訪問した場合玄関での挨拶は外套やコートを着たまゝでよい



問する。已むを得ない場合には、手紙・電話などで先方の諒解を得てから訪問する。

三、訪問には濫りに人を同伴してはいけない。人を伴ふ場合には、豫め諒解を得るがよい。

四、訪問は、急用或は約束・指定の場合の外、早朝・夜分・食事時などを避ける。祝祭日・日曜日等の訪問は遠慮すべきである。

五、訪問したときは、取次に名刺を出し、または氏名を明確に告げ、簡明に來意を述べる。名刺は殊更小形のもの、または金縁・模様入の類は避ける。

六、普通の訪問には手土産を持つて行かない。手土産は、先方の迷惑になることが多いから注意しなければならない。

七、挨拶はなるべく簡単にし、速かにその用向を述べる。長居は失禮である。

八、濫りに家具・調度に手を觸れたり、批評したりしてはならない。

第十三章 應接接待

本章は、他人の訪問を受けた場合の應接や接待の心得を示したものです。他人の宅を訪問する時相當の禮儀が必要と共に、訪問を受けた場合にもそれに應對する禮儀によつて、人格をたかめ其入柄が奥床しく見ゆるものです。

- 一、應接・接待は容儀・服裝を整へてする。
- 二、來客には速かに面會する。長く待たせるのは失禮である。
- 三、面會の出來ない場合、又は已むを得ず待



たせなければならぬような場合には、ねんごろに事情を述べて謝する。

- 四、先方、談話は傾聴してその意を盡くさしめ、自分だけ話し續けないようにする。
- 五、談話は、順序よく、簡明に要領を述べる。音聲を適度にし、早口・冗辯などを慎む。
- 六、談話は話題に注意し、その場合に應ずるようにする。
- 七、應接中はなるべく脇見・書見・中座などをしない。又やむを得ず中座するときは断つて起つ。

八、他人の話に差出口をしたり、又話の腰を折つたりしてはいけない。

九、特に招待した場合の外は、茶もしくは茶に菓子添へて進める程度でよい。

一〇、客が辭去するときは座に長上のある場合の外は、玄關まで見送る。

一一、客が辭去するのを強ひて引止めるのはよくない。

【注意】 一、人と應接中は不快・倦怠の様子を見せてはいけない。應接中に懐手したり手をポケットに入れたりしてはいけない。二、長上の來訪を受けたときは、なるべく玄

六四
關に出迎へる。三、客が玄関を去ると、すぐに戸や扉を閉ぢたり、談笑したりしてはいけない。

第十四章 通信

手紙、電報、電話等にて相手方に自分の意志を通ずるのを凡て通信と云ひます、殊に毛筆で書く手紙は其筆跡が後日に残り、又相手方が友人や親戚に見せられる場合もあれば、文意の不徹底や猥りに文字を抹消した見苦しいのは失禮になります、近頃の若い人は男女共朋友と長上との區別がなく、口語體で長上に對しても親しい友達に出す手紙と同じような書振りをする人を間々見受けますが、斯る人々は能く本章を讀むで其缺點を改めるようなさるがよいです。

一、慶弔その他改つた場合の手紙は、白封筒、白巻紙を用ひ、墨書とする。悔状は薄墨で書くのを例とする。

二、手紙は左の方式によつて認める。

- (1) 巻紙は、表裏に注意し、書き始めの前に繼目のないようにならぬように又繼目に文字のかからぬようにする。
- (2) 巻紙は、書き始めを多く、書き終りを少しあける。又天地も適當にあける。
- (3) 敬稱・官職・氏名の類はもとより、熟語等もなるべく二行に跨がらないようにならぬように書く。
- (4) 尊稱は行の下部に、自稱は行の上部にならぬようにならぬように書く。
- (5) 『御』『奉』は行の最後に、『候』『ます』『ました』の類は行の最初にならぬようにならぬようにする。
- (6) 日附は本文より一二字下げる。長上の宛名は日附よりも高目に書く。
- (7) 長上に對しては、自分の氏名を略さずに書く。氏のみを書くのはよくない。
- (8) 差出人が連名の場合には、普通地位の低い者から書く。宛名に近い方が上位である。
- (9) 宛名は、連名の場合には、地位の高い者から書く。

(10) 卷紙は、表を中にし、宛名が折目にか
らないやうにして終りから巻く。

(11) 便箋の場合も卷紙に準ずる。但し宛名
は最初に書いてもよい。

三、封筒・卷紙・便箋等は選定に注意し、色
彩や模様のあるものは濫りに用ひない。

四、封筒は、形や大きさに注意し発信者・受
信者双方の住所・氏名を明瞭に書く。

五、角封筒を縦に用ひるときは、逆封にならないようにする。(裏から見て糊づけを右前
にする。)

六、返信を乞ふときは、相手と場合によつては、返信用の切手・葉書等を添へてもよい。

七、電文は簡明を旨とし、失禮にならない程度に於て敬語を省いてよい。

八、電話では、最初に自分の氏名を述べるがよい。

九、長上と通話する場合には、自分が先に電話口に出る。已むを得ない場合の外は、長上
を電話口に出してはならない。

一〇、電話は冗長を避け、相手と面談する心持で禮を失はないようにする。

一一、特別の場合の外、深夜には電話をかけない。電報・速達に就いても同様の注意を要
する。

第十五章 紹介

紹介には直接自分が同行して紹介するのと、又紹介状を以てする間接な仕方とありま
す、その何れもに就ての心得が本章に記してあります。

一、人を紹介するには、始めにその氏名を告げ、次に必要により職業や自分との關係等
を述べる。紹介はまづ地位の下の者を上の者に引合はせる。



- 二、書狀による紹介には、被紹介者の氏名および用向を認める。必要により、職業・経歴・自分との関係等を書き添へる。
 - 三、紹介状は開封の儘渡すか、あるひは、一應被紹介者に示した後に、封をして渡す。長上に對しては、紹介の旨を通じておくのが禮である。
 - 四、被紹介者は、紹介者に對してその結果を報告するのが禮である。
 - 五、紹介状の代りに名刺を用ひるのは略式である。
- 【注意】 一、西洋では、先づ婦人に對して紹介するのを例とする。二、濫りに人を紹介してはいけない。

第十六章 慶 弔

慶び事憂え事は、其地方々々の習慣もあるが、本章に掲げてあるのは都鄙を通じ、何れの處何れの場合でも之に則つてなされば、慶弔共に禮法にかなふことになります。

- 一、祝賀・弔慰には、なるべく自ら訪問する。已むを得ないときは、代理或は書狀等をしてする、これに對しては必ず答禮する。
- 二、祝賀・弔慰には、場合に應じて相當の服裝をする。必ずしも禮服・喪服を用ひるには及ばない。
- 三、結婚・縁組等は、その形式や方法は如何様であつても、儀式萬端嚴肅を旨としなければならぬ。
- 四、結納・支度・披露は、虚飾贅澤にならないようにする。
- 五、祝賀・弔慰等の贈り物は、親疎縁故等によつて勘考し、誠意を表すのを旨とする。過ぎたのは禮でない。
- 六、葬儀・祭典・法要は手厚く執り行はなければならないが、虚禮に陥らないようにする。
- 七、供物をする場合は、神道・佛教・基督教等の儀式によつて注意し、榊・橘・花・供物料等を贈る。

八、贈り物・供物等に對しては鄭重に謝意を表する返禮の品を贈る場合には重きに過ぎないようにする。

九、弔問の答禮は忌明の後とする。

一〇、出産・賀壽・その他の祝賀及び病氣・災害等の見舞に就いては、場合に應じ、概ね本章の趣旨に準じて行ふ。

【注意】 一、弔慰の際の訪問には特に容儀・服裝を質素にする。二、贈物供物等は濫りになすべきものではない。却つて迷惑をかける場合がある。三、葬儀・告別式・祭典・法要等では、先づ靈前に拜禮をした後に齋主・導師・喪主等に禮をする。四、葬儀・弔問の歸途等には祝賀の訪問は勿論、なるべく一般の訪問も避ける。五、慶弔の儀式に於ける席次は、親等の順位に従つて定め、他人におよぶ。饗宴の場合は概ね他人を先とする。六、凶事の通知は、親疎縁故を勘考し、濫りにしないようにする。

第十七章 招待

招待の受けた場合の心懸け及び出席した際の動作、なほ約束の時間を等閑にして先方に迷惑をかけることのないよう、數々な注意が本章には述べてあります。

一、招待は質素にして、よく誠意を披瀝し得るのを旨とする。

二、招待には、豫め口頭または書状を以て、その事由・日時・場所を通ずる。招待状は、遅くもおよそ一週間前までには發送する。

三、招待には、必要あらば正客、相客の氏名を通じ、また服裝についても知らせる。

四、忌中の人に對しては、場合により招待を遠慮する。忌中の者は、招待を受けてもなるべく遠慮するがよい。

五、招待を受けたときは、直ちに出席を明らかにする。出席の旨を答へた後、已むを得ない故障の生じたときは、速かにその旨を通じて謝する。

- 六、服装は招待の趣旨に適するよう注意する。服装は土地の情況地方の風習、職務の別等によつて斟酌してよいが、いかなる場合にも清楚を旨とすべきである。
- 七、到着は指定の時刻の前十分以内がよい。
- 八、座席は主人の勧めに従ふ。固辭するのは禮でない。
- 九、退出は、正客の場合は、頃合を見てまづ主人主婦に挨拶して退出し、その他の場合は、正客の退出を待つ。已むを得ないときは目に立たないようにして退出する。
- 一〇、應招後はなるべく早く礼に行くか、またはたゞちに禮状を出す。

社會生活關する禮法

第十八章 近 隣

隣保親善共 存共 榮といふことは、社會道德上最必要なことで、又お互ひが此氣持で萬

事を執行ふてこそ、大にしては一國、小にしては一市町村の繁榮が企圖せられ、又淳風美俗が保持せらるゝのであります。

殊に我國も明治維新後歐米の文化を模倣した結果、個人の權利だ義務だと喧ましく噪がれる反面に、公衆の一人としての道德的觀念が薄らいだ傾きがあります故、近頃此方面の道德が強調されまして、町會制度が設けられ又隣組が結成されました、これによつて我國民生活を一層強固にすることが出来ます。

それには國民一般が先づ和衷協力の精神と親睦互讓の行爲とが肝要です、茲に於て此禮法要項にも本章が掲げられたのであります、よろしく熟讀實踐して東亞大共榮圈確立、東亞諸民族の指導者としての日本人は、昔から東洋の君子國と謂れました其名を辱しめないような行動を致しましょう。

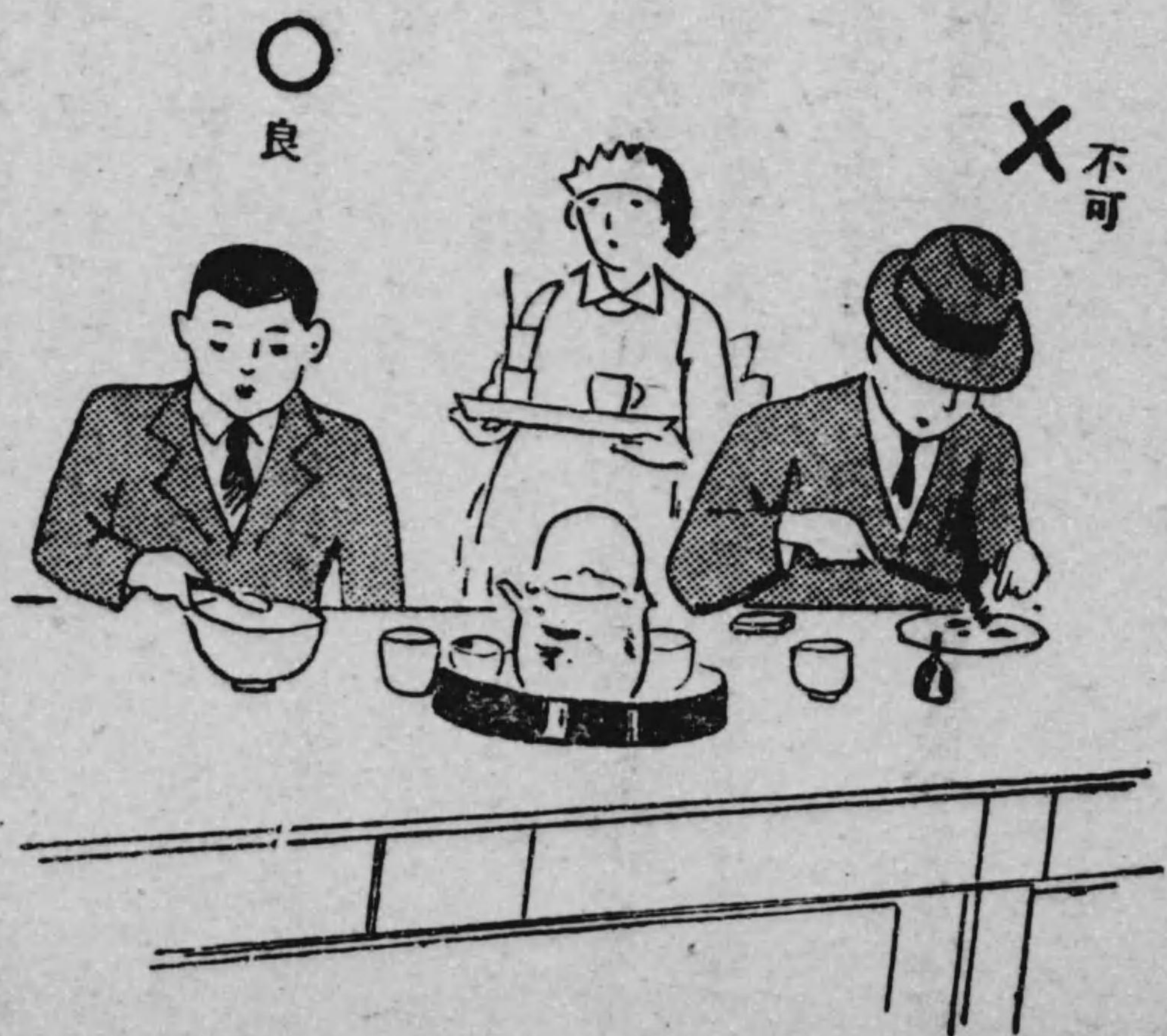
一、近隣は國民組織の本となるものであるから、常に親和協力し進んで公共の務を全うしなければならぬ。

- 二、近隣は、互に日常の挨拶を缺かないようにすることは勿論、事のあつた際には、訪問して慶弔慰問の意を表し、場合によつては進んで手助けする。
- 三、轉居の場合には、訪問して挨拶をする。挨拶を受けたら答禮をする。
- 四、近隣は互に注意して道路・下水等を清潔にし公共のものは特に丁寧に取扱ふ。
- 五、近隣は互に迷惑をかけないように心懸け、ラジオ・蓄音機のようなものでも、他の妨げにならないようにする。近隣に病人のある場合などは、特に心づかひを要する。
- 六、近隣打寄つて互に人の噂をし合つたり、徒らに雑談にふけつたりしてはいけない。近隣の集會は時間の浪費に陥らないように特に注意する。

第十九章 公衆の場所

多人數集合の場所では、兎角群衆心理に支配されて平常慎み深い人でも、常軌を逸して輕卒な行動を仕勝なものです、能く本章に則つて秩序を重んずるようなきい。

- 一、すべて多數集合の場所に在つては、つゝしみの心を失はず、秩序を重んじ、輕々しい行動をしない。
- 二、室にはいるときは必ず帽子をとる。室内では特別の場合の外、外套、コートの種類を著用しない。
- 三、高声の談話、放歌その他、人に迷惑になる振舞は慎む。
- 四、濫りに遠方から人を呼びかけ又は人を注視したり、指さしたり、振返つて見たりしてはいけない。
- 五、人が失策や過失をしたとき、笑つたり、



嘲つたり、咎めだてをしたりしない。なるべく見て見ぬ振りをする。

六、隙見、盗見、立聞等はもとより、濫りに聞語をしてもいけない。

七、関係のない人の方を、特に見ながら話をしてはいけない。

八、講演會、演說會等では途中で立つたり、談笑したりして、人の妨げをしてはならない。

劇場、映畫館等においても同様の心掛を要する。

九、音樂會、觀劇等の場合には、幕合以外はなるべく座席の出入を遠慮する。

一〇、病院では、出来るだけ静かにして、人に迷惑を及ぼさないようにする。廊下の歩き

方、戸の開閉等にも細かな心づかひを必要とする。他人の病室をのぞきこむのは失禮で

ある。學校、工場等の見學の場合にも同様の注意を要する。

一一、團體が公衆の場所に入出するときは、指揮者の命に従ひ、よく統制を保つことは勿

論、一般の人の迷惑にならぬように行動する。

第二十章 公共物

公共物を愛護し丁寧に取扱ふことは、即ち其人の公德心の發露であります故、よく注意して公衆の福利を全たからしむるよう心懸けなさい。

一、すべて公共物はこれを愛重し、公衆の福利を全からしめるようにする。

二、博物館・美術館・陳列館等ではそれらの規定に従ひ、靜肅かつ眞面目に觀覽する館

内では特に言動を慎み、輕忽な行のないようにする。

三、圖書館では、閱覽に關する規定・揭示に注意し、すべて掛員の指示に従ふ。

四、圖書館の書籍は大切に取扱ひ、汚損・紛失等のないようにする。辭書・新聞の如く貸

出手續によらないものは、閱覽後必ず元の位置に整頓しておく。館内では音讀、談話を

慎み、高い足音や物音をたてないようにする。又濫りに閱覽の席を變更しない。

五、公衆電話は、電話機・加入者名簿等の取扱を丁寧にし、用向を簡單に通話する。他人

の通話を立聞したり、使用の妨になるようなことをしてはならない。

第二十一章 道路、公園

道路公園は、一個人の私有物ではなく公共的の物なれば、能く其規則に随つて行動するが即ち紳士的であります。能く本章を讀むで他の嗤ひを招かないよう心懸けなさい。

一、道路は歩道の左側を通行し、信號を嚴守して一定の横斷路を横切る等、すべて交通に關する規則に従ひ、安全に敏速に且靜肅に行動するのを旨とする。團體で行動する場合は、指揮者の指揮に従ひ、規律正しく行動する。

二、道路は常に清潔を保つと共に街路樹や草花を愛護して、その品位と美觀とを保つようにする痰唾を吐き紙屑等を棄てゝはならない。

三、道路では特別の場合の外走らない。又放歌・口笛・高聲の談話等を慎む。

四、懷手をしたり、ポケットに手を入れたりして歩いてはいけない。

五、道路その他多數の人の集つてゐるところで、長々しい挨拶や用談などして、人の妨げになるようなことをしてはならない。

六、人と同行するときは、足並を揃へる多人數横に並んで歩くのはよくない。この場合には適宜縦列を作る。行列を横切るとはよくない。

七、長上と同行する場合はその後又は左側に隨ふ。路上では、危険を考慮して車道の側に立つ。

八、長上と同行の場合、その長上に對して敬禮する人があつても敬禮をしない。先方が

長上と同行する場合

七



長上と同輩又は長上より地位の高い人の場合には敬禮する。

八〇

九、長上と同行の場合、知人などに行逢つても、挨拶を交す程度にとどめ、濫りに談話をしない。

一〇、長上に行逢つたときは、數歩手前で立止つて敬禮をする。襟巻・外套・コート等は脱ぐに及ばない。

一一、葬列に逢つたときは、柩に對して弔意を表する。護國の英靈に對しては、敬禮をする。

一二、人とすれ違つたとき、振返つて見るのは禮でない。

一三、道を聞いたり物を尋ねたりするときは、言語態度を慇懃にし、教へるときは出来るだけ親切にする。

一四、公園・遊園地等では、よくその規則を守り、禁止區域に出入したり、危険な遊をしたりしない。

一五、濫りに草木などに手を觸れないことは勿論、紙屑・たべ殻の類は必ず屑箱に入れ、公園の風致を害さないやうにする。

一六、備附のベンチや運動具等は獨占してはならない。

第二十一章 交通、旅行

交通道德を嚴守しないことは我日本人の缺點の一つとして批難されます、これが割合にインテリの人にも多いのは嘆はしいことです、それは謙讓の念が薄いからです、乗車乗船共にお互ひが他に譲ると云ふ氣持ちであれば、能く本章の主旨にも協ふこととなります。

一、乗車券 乗船券を求めるときは先を争つてはいけません。多人數のときは列を作る。入場するとき、乗降するときも同様である。車内で求めるものは、乗車後なるべく早く求め、乗越、經路變更等の場合にも出来るだけ早く申し出る。

二、乗降は順序正しく敏活にする。人を押したり押しのかたりしてはならない。

八一

三、座席は濫りに廣くならない、又荷物は網棚の上又は腰掛の下に置き、座席や通路を塞がないようにする、餘り大きなものや人に不快を感じしめるやうなものは持込まないがよい。

四、自動車に乗降する場合は、乗るときは長上を先にし、降りるときは目下の者が先に降りる、一般に右側を上座とする。

五、電車、バス等では、長上、老弱には席を譲るべきである、傷痍軍人には必ず席を譲る、席を譲られたときは挨拶をする。

六、船車内では、服装、態度に注意する。車

内では脚を組むのも前に長く伸ばすのも共によくない。

七、船車内では、特に飲食に注意し、見苦しくないようにする。又船車内を汚さないようにする。

八、窓の開閉は、周囲の人の同意を得てする扉の開閉は静かにする。

九、喫煙・放談等により他人に迷惑をかけないやうにする。深夜の船車内、特に寢臺車内においてはこの注意が大切である。

一〇、旅館ではすべて同宿者に迷惑をかけないやうに心掛ける。夜遅くまで放歌・談笑



等をして他の安眠を妨げるやうなことをしてはならない。

一一、ホテル、汽船等を室を空けるときは必ず鍵をかける。在室のときも、入口をあけ放しにしておいてはいけない。

一二、他人の居室をのぞいたり、又許を得ないで他の室に出入したりしてはならない。

一三、室を出るときは、服装その他見苦しくないやうにする。ホテル、汽船等では、スリッパは、浴室に行く場合の外、室外では用ひない。和服では必ず足袋に草履を用ひる。

一四、ホテル、汽車、汽船等、食堂に出るときは必ず服装を整へる。列車内食堂では長居はしない。列車の洗面所の水は大切にする。

一五、入浴の際は、流し場、浴槽等を汚さないやうにする。又湯水が無駄にしてはならない。西洋風呂では、浴槽の外に水をこぼしてはいけない。直ちにはいつて浴槽中で洗ひ、出るときは栓を抜いて水を流す。

一六、團體の旅行には指揮者の命に従ひ、決して氣儘な行動をしない。

一七、團體の旅行には特に一般の迷惑にならないやうに心がけ、荷物、整頓、座席の後片付等にも注意する。

第二十三章 集會、會議

集會や會議に就ての禮法は是又現代に生活する人々の心得べき事柄の一つです、隣組の常會を始め公私共に數々な會合に出席する機會は多々あります、よろしく本章を讀むで之に則とるよふなさい。

一、すべて集會は圓滿にその目的を達するようにたがひに禮儀を守り、謙讓を旨とする。自分勝手の言動をしてはならない。

二、主催者は、期日前適當な期間をおいて、要項を關係者に通知する。

三、主催者は、周到に準備を整へ參會者に満足を與へるやうに努める。

四、集會の通知を受けたときは、必要により速かに出席の有無を答へる。

- 五、出席の回答をした後で、已むを得ず出席の出来ないときは、速かにその旨を通知して
 違約を謝する。缺席の爲他人に物質上の迷惑をかけてはならない。
- 六、參會者は、定刻十分前までには會場に到着して開會を待つ。
- 七、參會者は、諸事係員の指圖に従ひ、又揭示に注意する。
- 八、出入に秩序を重んじ、先を争つたり、遠慮に過ぎたりしないで、静かに且機敏に行動
 する。老人、子供には先を譲る。
- 九、會場では濫りに廣い場所をとつたり、座席を争つたりしてはいけない。
- 著席・離席の際は隣人の人に會釋する。
- 一〇、開會に際しては、集會の趣旨に従ひ、嚴肅な行事を加へることもある。會議におい
 ても同様である。
- 一一、集會の席で耳語したり、高聲で談話したりまた野鄙な言動をしたりして、他人に不
 快な感を與へないようにする。

- 一二、集會の性質によつては、幼兒をとまはないがよい。
- 一三、集會中は、極めて靜肅にし、なるべく退出しない。已むを得ず中座する場合は、目
 立たないように退出する。
- 一四、閉會しない中に會場から出るのは失禮である。
- 一五、會議においては、すべて議事規則・慣例等に従ひ、互に禮儀を守り、圓滿に議事の
 進行を圖るようにする。
- 一六、議長は特に公正を旨とし、出席者に不滿の感を與へないようにする。
- 一七、發言はすべて議長の許可を得てからする。
- 一八、意見の發表は用語・順序等に注意し、要點を簡明的確に述べるがよい。
- 一九、他人の發言中は静かに傾聴し、妨害になるような言動を慎む。
- 二〇、會議は故なく缺席してはならない。また會議中、濫りに議席を離れるのはよくない。

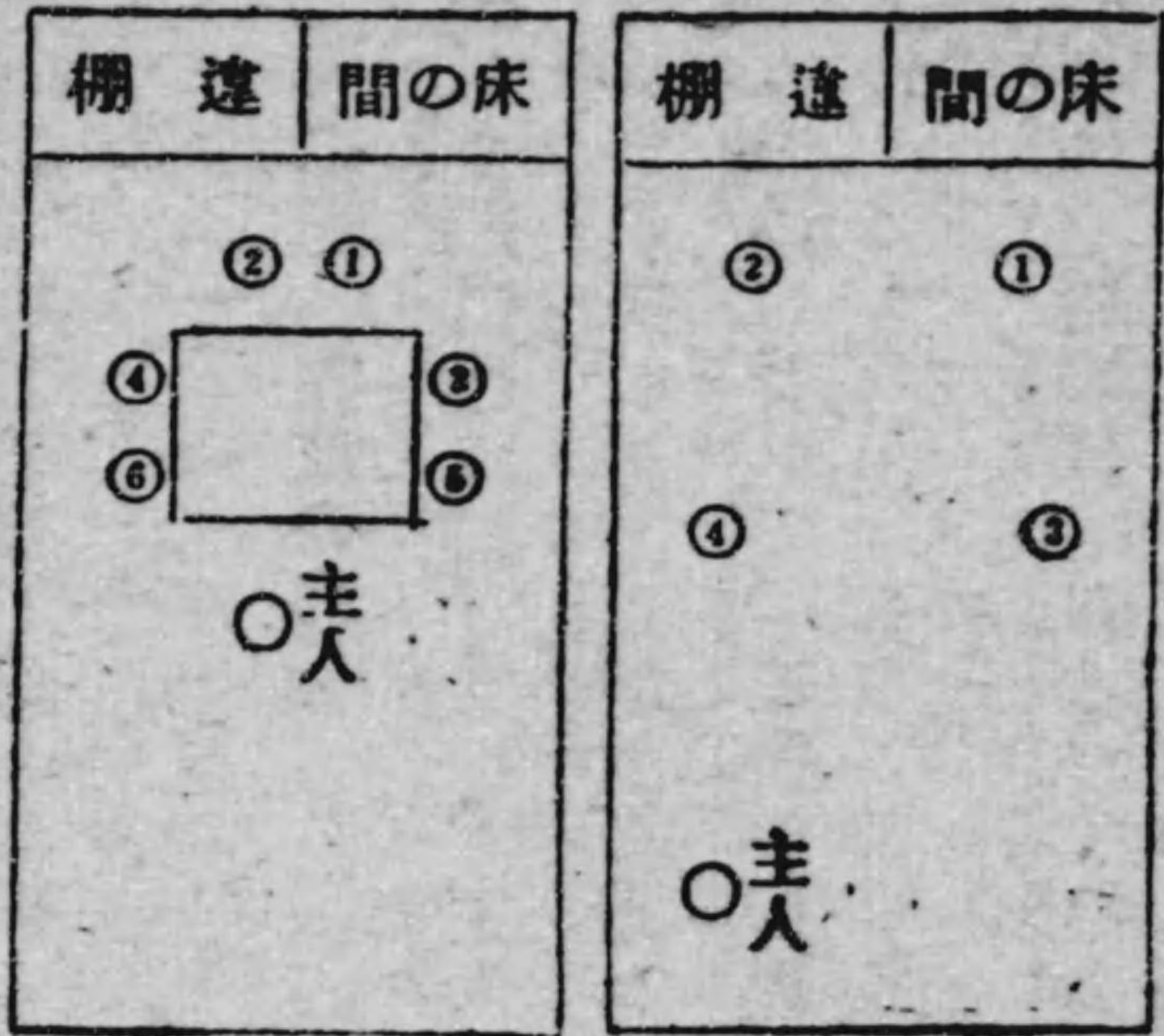
第二十四章 會 食

會食の禮法とは、自宅に他人を招待した時、又他人に招待された時の食事の作法を謂ふのです、和食、洋食、支那食の別もありますが、それらの會食の作法又茶菓の場合や園遊會等の場合に就て數節に分つて説明してあります。

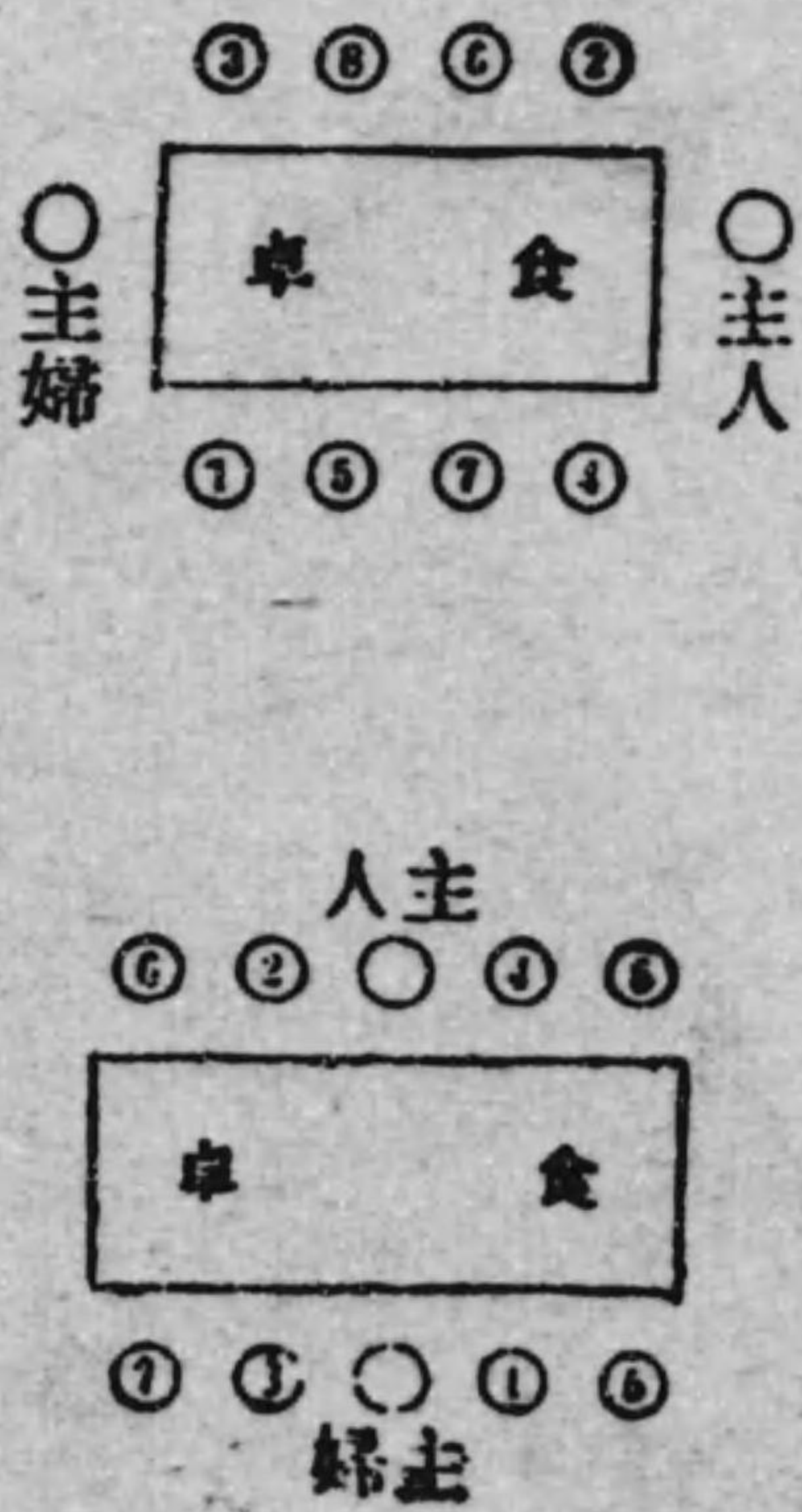
- 一、會食は社交を主とするものであるから、その趣旨に副ふようになるべく廣く談話を交へる。ことさら懇意の人とだけ集つたりしてはならない。
- 二、主人側は、なるべく來會者一同に接して、すべての人に満足を與へるようにする。
- 三、主人側は、隣合せの客同志が未知なときは、食卓に導く前に紹介しておく。
- 四、食卓では前又は隣席の人と靜かに談話する。大聲を出し又は哄笑してはならない。又話題に注意する。

第一節 席 次

一、席次は凡次のように定める。



- 二、主人の席は末座に設ける（但し洋式では首座とし、男女交互に席を配する）
- 三、座敷では、夫婦並んで坐る。洋式では向ひ會



つて席をとる）

結婚披露の食卓では、夫婦客の席は並べても向ひ合ひにしてもよい。

四、多人数のときは、席次表を備へ、座席には名札を置く。

五、主人はお客様が着席し終らないうちは着席しない。

第二節 和食の場合

一、膳が全部出揃つたときに、主人は挨拶をし、これに對して、正客が答禮を述べる。

二、主人の勸によつて、正客から蓋を取り、箸を執る。

【注意】 一、料理は、なるべく自分の家で作つたものを進めるがよい。二、料理の品数や分量はその席でたべられるのを程度とす



る。たべ残りの料理を持歸らせるのは禮でない。三、食後は器中の見苦しくないようにする。但し、食器をすゝいたり、懷紙で拭いたりしないでよい。四、盃の献酬は廢止するがよい。五、飲食には適宜速度を加減して、周囲の人と調子を合はせるようにする。六、給仕には次のことを心得る。

(1)膳を進めるには正客から始める。(2)膳を進めるには、客の前適當の處で跪き、稍々進んで膳を置き、両手で少し押進める。(3)最初に一禮し進膳その他には、一々禮をするには及ばない。(4)酒食を強ひるのはよくない。(5)給仕中は、必要以外には口を利かない。主客間の談話には無關心であるのがよい。但し接待の必要によつては、つゝましく應答する。

第三節 洋食の場合

一、食卓に着くには、椅子の左側に掛ける。椅子は十分前に引いて、腰を深く掛ける。

二、スープは、皿のときは、スプーンの向縁で掬ひ、先より三分の一ぐらゐのところまで静

かに飲む。カップのときに、右手に把手を執つて飲む。皿を傾けるには、左手で手前縁を持ち、向縁で掬ひ飲む。

三、パンは、指で割つて食べる。バターは、バターナイフまたは普通のナイフを用ひてパンにつける。

四、魚には、特に魚用のナイフ、フォークを用ひることがある。

五、食事の途中で手をあけると、飲物を飲み、又はパンを食べるときにはナイフ、フォークは皿の上に交叉させるか、又は八字形に皿の縁に掛けておく。フォークは伏せ

ナイフは刃を内側に向ける。たべ終つたときは皿の上に、右に斜に揃へて置く。フォークは仰向にする。

六、客が多数のときは、全部の人に料理が運ばれないでも、給仕人が自分の側を離れたらたべ始めてよい。

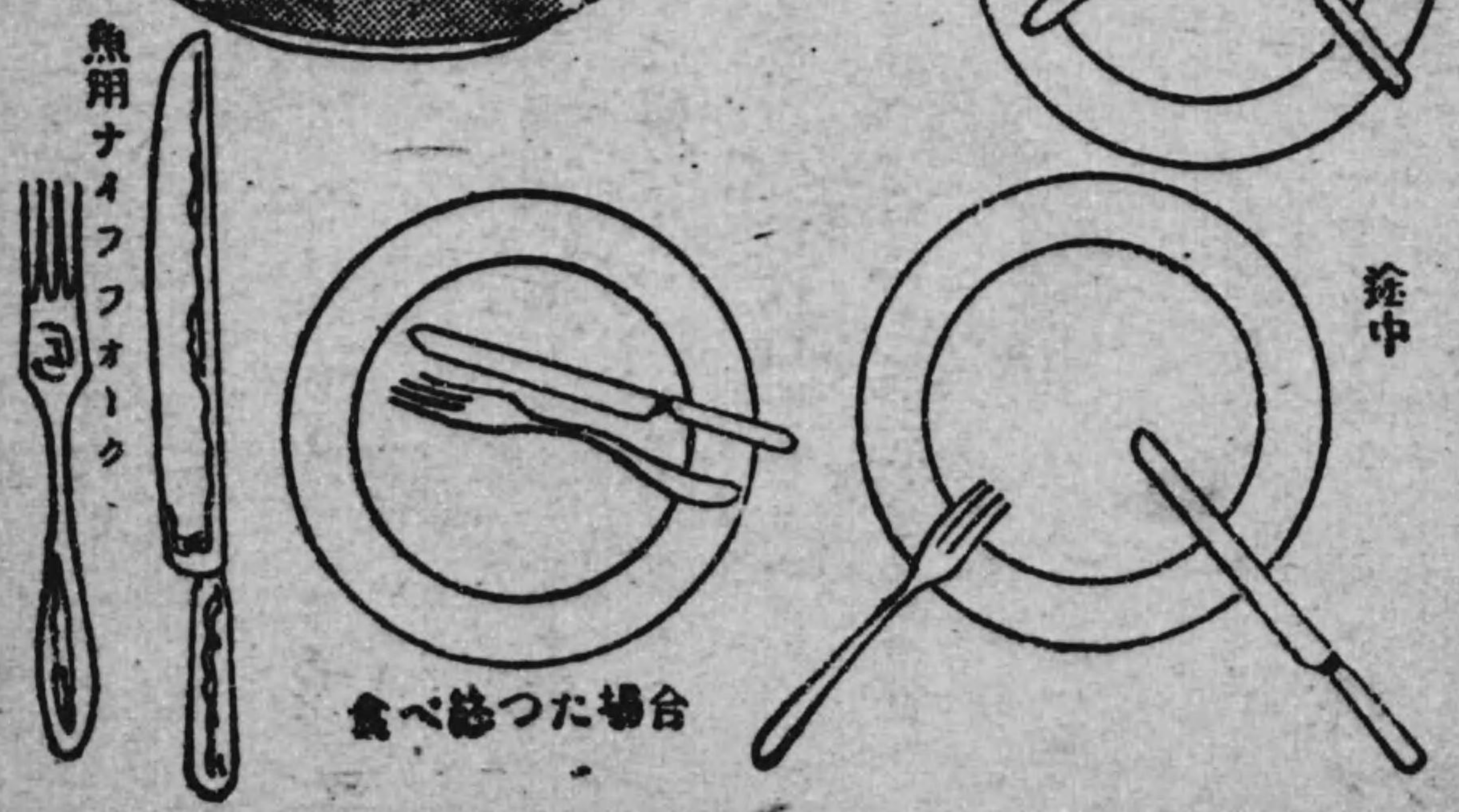
七、飲物は飲まないときには、注ぐのを断る。八、食事は、速過ぎたり遅過ぎたりしないで、周囲の人と調子を合せるがよい。

九、挨拶はデザートコースに入る前にするのが通例である。
一〇、乾杯の場合は、乾杯する人も、受ける

スープの飲み方



食事の途中



途中

九二

食べ終つた場合



魚用ナイフフォーク



人も共に起立する。

一一、フィンガーボールは、敷物ごと皿の外におく。フィンガーボールの水は、指頭を清める位に用ひる。

一二、卓上の菓子、果物は、給仕に進めるのを待つて皿の上取る。

一三、ナプキンは、立つとき軽くまとめ卓上におく、元のようにたぐんではいけない。

一四、メニューは持つて歸るがよい。

【注意】 一、スープを飲むにも、物をたべるにも、静かに音の立たないようにする。二、

持廻りで進められたときは、たべないもの、好まないものは断ればよい。断るには、黙つて軽く合圖をする（手を振つてはいけない）取つたものを残すのはよくないから、適量に取る、盛つて進められたものは、残してもよい。三、ナプキンは最初の料理の出る頃にひろげる。口邊、指頭を拭ふ程度に用ひる。四、パンは、最初からたべないで、スープが出てからにする。デザートコースにはいつてはたべない。五、食卓には腕をついて

はいけない。手首だけ軽く掛けるのは差支ない。六、皿の上にごみかゝつてたべるのは醜い。上體を稍々前方に傾ける。七、ナイフフォークを用ひるには腕を張らず、軽く脇につける。腕が卓につかないようにする。八、ナイフで食物を口に運んではいけない。ナイフの必要のない場合には、右手にフォークを持つてたべる。九、ナイフ、フォークその他を誤り用ひたときは、途中で氣付いても、そのままにすませた方がよい。一〇、人の前に手をのばして物を取つてはいけない。給仕なり隣人なりを煩すがよい。一一、飲物を飲むときは、まづナプキンで唇を拭ふ。一二、飲物をこぼしたり、物を落したりその他過をしても狼狽せず、目立たないように給仕を呼ぶがよい。一三、食事中に煙草をのむのは禮でない。一四、濫りに周囲を見廻してはならない。一五、給仕には次の事を心得る。(1)給仕は、進めるにも、退くにも、客の後方左側よりする。飲物を注ぐときは、後方右側よりする。(2)給仕の際は、客に觸れないように、又體を屈しないようにする。(3)持ち廻りで進めるときは、なるべく客の取りよいように、皿の近くに出す。(4)食

卓の上にも、客にも心を配り、目を離さないようにする。然し注視してゐてはいけない。(6)客の話や動作を笑つてはいけない。(6)客に向つては、必要以外に決して口を利かない。食堂では、客に對して挨拶や敬禮をしてはいけない。(7)婦人、老人が着席するときには椅子を後より押し、立つときにはこれを引く。(8)食器は、幾つも一緒に持つてよい。

第四節 支那食の場合

- 一、支那茶は、蓋附の茶碗ならば、蓋を少し向ふにすらして飲む。(蓋は取らない)
- 二、飲物・料理等は主人の勸を待つて手をつける。料理は主賓が取つた後に客も順に取る。
- 三、料理は、一つの容器から、各自の箸・匙で取つてたべるか、各自の前にある取皿に分けてたべる。
- 四、一つの料理を幾度取つてもよいが、好むものばかりたべるのはよくない。
- 五、料理は、菜單(献立表)を見て量を加減し、後に出されるものにも箸がつけられるようにする。

六、挨拶は、正菜中の最も重い料理、即ち燕窩または魚翅等の出たときにするのが通例である。

七、乾杯は、主人の挨拶が済んだ後に、主人から請ふのを例とする。

主人が著席の儘ならば、客も席を起さないでよい(乾杯は、滿洲・支那では酒を飲み乾し、杯を傾けて示し、乾杯したことを明らかにして卓上に置くのを例とする)

第五節 茶菓の場合

- 一、茶は、茶托又は茶臺に載せ、両手で持ち、客の前に進める。
- 二、右手で茶碗を持ち、左手を糸底に添へて静かに飲む。
- 三、蒸菓子(餅)は箸で取る。皿のあるときはその上に、皿のない場合には懷紙の上を取る。揚子又は小フオークで適當に切つてたべる。干菓子の類は箸又は手で取り、両手で適當に割つてたべる。
- 四、卓上で紅茶・コーヒーを進める場合には、盆に載せて左手に持ち、右手で進める。

五、紅茶・コーヒーは、右手に匙を持つて攪拌し匙を受皿の向側に置き、把手を持つて静かに飲む。卓子以外に於て進められた場合は、受皿を左手で持つ。

六、菓子皿には、ティーナブキン（又は紙ナブキン）及びフォークを添へておく。

七、洋菓子は、添へられたフォークか匙で皿の上を取る。小さいものや乾いたものは手で取つてよい。

八、サンドウキツチは、手で取つて片手でたべる手でちぎつてたべてはいけない。

九、疊の上では、菓子皿その他を盆に載せた

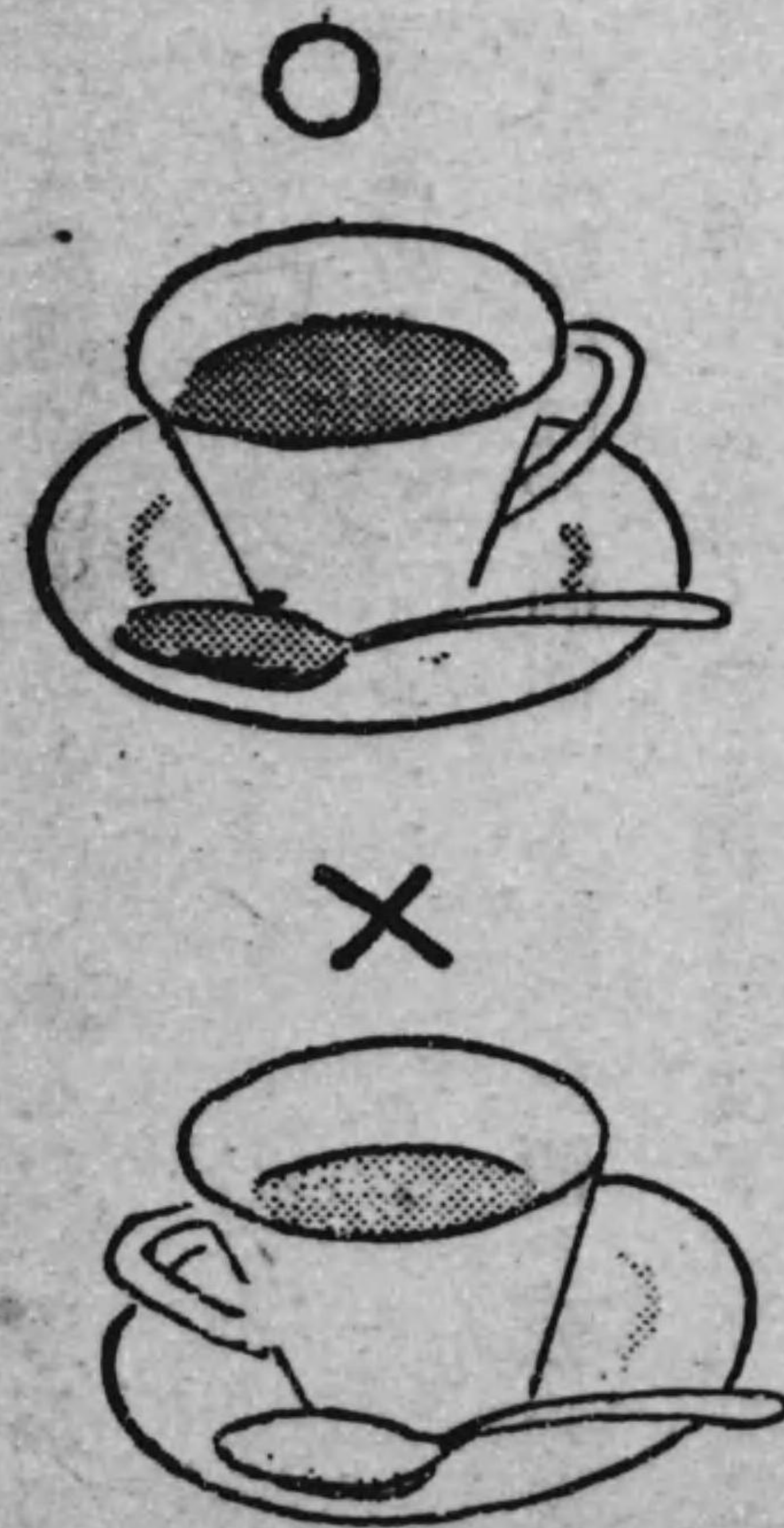
まゝ進め、卓上では、多くは盆にのせないでちかに置く。

一〇、園遊會などでは、席を争つたり、または長く独占したりしてはいけない。

一一、園遊會などの際、用意の卓子などから、茶菓子その他のものを、各自の嗜好に應じて適宜に取分けて来る場合には、先を争はないようにする。飲食物は、すべてその場で軽くたべるだけを取り、多きに過ぎないようにする。

一二、退出は、主賓のある場合はその退出後その他の場合は適當の頃に任意に退出して

五の場合



卓上の場合



疊の上の場合



よい。餘り長居をするのはよくない。

一三、客が多数の場合には、主人側に挨拶をしないで退出してもよい。

第二十五章 競 技

野球其他の競技に出場者は勿論、観覧者も凡て規律と秩序を重んじ野鄙な言語や行動があつてはなりません、所謂其争ひや君子と云ふ態度であらねばならぬです。

一、競技會における開會、閉會の行事は、特に嚴肅を旨とする式は競技者、役員等直接競技に關係のある者全部によつて莊重に行ふ。観覧者を始め場内に在る者もすべて關係者と同様にこれを行ふ。

二、競技場に在る者は、規律を重んじ、秩序を尙び、野鄙な容儀服装や粗暴な言語、動作を慎んで、競技場の明朗嚴肅な雰圍氣を亂さないようにする。

三、競技は、特に態度に留意し、競技の規則を嚴守して、公明正大に行ふ。

四、すべて競技は全力を盡して行ひ、途中で氣を挫いて勝負を投げたり止めたりしてはならない。又觀衆の歡心を買ふようなことをするのは卑しい。

五、競技中の合圖・掛聲・激勵等は、必要の限度にとどめ、粗野に涉らず、人をいらだたせることのないようにする。對手の失敗を喜ぶが如き言語・態度は嚴に戒むべきである。

六、競技會は、競技の合間は休憩時に於て、容儀を紊したり、氣のゆるんだような態度をしてはならない。

七、競技場は常に清美を保ち、必要でないものは場内に留めておかないがよい。又用具の類は粗略に取扱はず、その始末に注意する。

八、審判員その他の役員は、特に容儀、服装に注意すると共に、輕々しい言動のないようにする。又直接關係のない競技の行はれる際には競技場に出ない。

九、競技を観覧する者は、競技の妨げとなるようなことはもとより、人に不快を與へるような言動を慎む。

一〇、應援は、眞面目で野鄙に陥らず、競技者の精神を亂したり失敗を喜ぶやうなことはしない。應援團は指揮者の統制に服し、秩序正しく氣品ある行動をとる。

一一、競技者は、競技の開始に先だつて、對手方に對して敬禮をする。競技の終了したときも亦同じ。

一二、賞狀、賞牌、優勝旗等を授與されるときは、參列者一同敬意を表する。時に榮譽を祝つて拍手を送ることもある。優勝旗は、右手で竿の中央を下から持ち、左手は上から竿の下部にかけ、旗の頭を右にして稍斜に持つて受取る。渡すものは、この形に受取れるようにして渡す。

【注費】 一、競技に於ける心得は練習のときも同様に守らなければならない。二、觀覽者は競技場の規則によく注意する。三、觀覽者席を汚さないやうに注意し、席を去るときはあとを片付けておく。

第二十六章 雜

前各章に漏れたるものを茲に掲げたのです。

一、戦歿軍人・傷殘軍人並にその遺族・家族に對しては、常に感謝の念を失はず、奉仕の誠意を表すべきである。

二、外國人に接するには、常に日本國民たるの矜持を保ち、徒らに尊大に陥つたり、卑下したりしてはならない。

三、外國にあつては、その國の儀禮、習慣を心得できるだけこれに従ふようにする。

四、特別の必要もないのに、濫りに手紙をだし、またはサインを求めなどして、品位を損じたり、迷惑をかけたりしてはならない。

五、男女の間では、互に人格を尊び、品位を重んじ、左の諸點に注意する。

(1)なれなれしい言語、動作を避ける。(2)文通はなるべく葉書を用ひる。またその用語に

氣をつける。(3)特に話題に氣をつける。(4)監督者なくして散歩・遠足などをすることは避ける。

六、業者と顧客・利用者との間は、互に言語・態度に注意しなければならない。官署・銀行・會社・病院などの受付窓口に於ても同様である。(完)

出文協承認番號ア 280103 號

昭和十七年十二月十日 印刷
昭和十七年十二月廿日 發行
出版文協承認(1000部ノ内第一刷1000部)



著者
發行人
印刷所

松田弘毅
東京市下谷區西町二番地
木村茂市郎
神宮館印刷工場
(東東六一〇〇番)

定價 金一圓也

送料 十五錢

發行所

東京市下谷區
西町二番地

木村書店

振替東京一二〇七六番
電話下谷(83)一三一七番

配給元

東京市神田區淡路町二ノ九

日本出版配給株式會社

文協會員番號 107117







SHIPPING ADVICE # _____

ITEM # _____



100